

令和6年第1回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和6年3月6日（水曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 舘下憲一  | 2番 渡邊初治  | 3番 菅原貴子  |
| 4番 渡邊啓子  | 5番 斎藤信一  | 6番 松本昇   |
| 7番 本多保夫  | 8番 佐原佐百合 | 9番 鈴木康広  |
| 10番 須藤軍蔵 | 11番 武田悦子 | 12番 押山義則 |

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

|               |       |                |      |
|---------------|-------|----------------|------|
| 村長            | 押山利一  | 副村長            | 武田正男 |
| 教育長           | 渡辺敏弘  | 総務部長<br>兼総務課長  | 押山正弘 |
| 住民福祉部長        | 作田純一  | 産業建設部長         | 菅野昭裕 |
| 政策推進課長        | 鈴木真一  | 税務課長           | 菊地健  |
| 住民生活課長        | 後藤隆   | 健康福祉課長         | 安田春好 |
| 産業課長          | 藤田良男  | 建設課長           | 杉原仁  |
| 環境保全課長        | 伊藤寿夫  | 会計管理者<br>兼出納室長 | 菊地美和 |
| 教育総務課長        | 橋本哲夫  | 生涯学習課長         | 渡辺雅彦 |
| 農業委員会<br>事務局長 | 神野藤浩和 |                |      |

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

一般質問者目次

|    |     |      |        |
|----|-----|------|--------|
| 1. | 4番  | 渡邊啓子 | P. 46～ |
| 2. | 1番  | 舘下憲一 | P. 52～ |
| 3. | 6番  | 松本昇  | P. 63～ |
| 4. | 2番  | 渡邊初治 | P. 72～ |
| 5. | 3番  | 菅原貴子 | P. 77～ |
| 6. | 11番 | 武田悦子 | P. 82～ |

## 会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますのでご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、併任書記、三瓶隆弘君から業務の都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

本日、傍聴に鈴木正雄さんほか3名の方々がお見えになっておりますので、ご報告を申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

4番渡邊啓子君より通告がありました「空き家の現状と対策は」ほか1件の質問を許します。4番。

○4番（渡邊啓子） おはようございます。4番渡邊啓子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。よろしく願いいたします。

初めに、空き家の現状と対策について質問させていただきます。

全国的に空き家は年々増加傾向にあり、大玉村内でも散見される空き家は、防犯上、また景観上でも大きな問題であります。これ以上空き家を増やさないためにも、対策を講じる必要があると思います。

令和元年の統計調査によると、賃貸用または売却用の住宅を除いた全国にある空き家は349万戸とされ、この20年間で約1.9倍に増加したとの調査結果が出ております。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が、令和5年12月13日より施行されました。法改正により、特定空家に加えて、管理不全空家も市区町村からの指導、勧告の対象となりました。

本村の空き家対策の取組状況を確認し、空き家化の予防や適正管理の促進、利活用の促進等につなげたいと考えます。

初めに、村内の空き家の実態を伺います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

村内の空き家の実態についてのご質問でございますが、令和2年時点で63件の空き家を確認してございまして、データベース化をしております。そのうち、所有者の住

所が県内にある方が41件、県外にある方が22件となっております。この際の空き家の調査方法は、各行政区長様をお願いをしまして、行政区内の確認に加えて、地域おこし協力隊による追加調査を実施しております。その後、全数調査や追加の調査は、新型コロナウイルス感染症の蔓延等により実施できませんでしたが、コロナの5類移行や空き家が増加している状況を鑑み、再度新たな調査を実施し、空き家の把握と適正管理に向けた対応を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） コロナ禍の影響もあり、その後の追加調査はできなかった。今後、追加調査を進めていくということでした。法改正により、特定空家に加えて、管理不全空家も市区町村からの指導、勧告の対象となったわけですが、村内に管理不全空家の対象となる空き家は何件くらいあるのか、分かれば教えてください。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

今、政策推進課長のほうから申し上げた数字の中でのお話かと思えますけれども、議員おっしゃるとおり、一部改正によりまして、新たに管理不全空家というものが位置づけされております。これは、特定空家という危険な空き家、そういったものの前の段階で、早期な適正な空き家管理を促すために、この管理不全空家というものが制定されたわけでございます。

なお、この管理不全空家の把握でございますけれども、議員おっしゃるとおり、昨年の12月に法律が施行されたばかりでございますので、多くの自治体同様、具体的に把握はできていないところでございますけれども、空き家問題というものは重要な課題と認識しておりますので、近隣自治体であったり先進自治体の事例も参考にさせていただきながら調査研究を進め、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ありがとうございます。

確かに、12月に改正されたばかりですので、なかなかコロナもようやく落ち着き始めたところでございますので、今後の調査研究に期待いたします。

空き家を解体して更地にすると税金が高くなるということも関係しているのかもしれませんが、中には何年にもわたり維持管理がなされていないように見える空き家もあります。それぞれの空き家の所有者は、固定資産税をきちんと納付できているのでしょうか。空き家に係る固定資産税の納付状況を伺います。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 4番議員さんにお答えをさせていただきます。

空き家に係る固定資産税の納付状況といった趣旨の質問についてですが、空き家から所有者個人を推測しまして臆測を生む可能性がありますので、個人情報保護、公

務上の守秘義務、また議会の公開、議事録公開の下においては、具体的にはお答えできかねます。

なお、空き家になっているとおぼしき住宅の所有者の固定資産税納付状況については、滞納の傾向は見られておりません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 滞納の傾向はないということをお聞きしまして、安心いたしました。

村では、空き家改修等支援事業の補助制度があります。大玉村空き家改修等支援事業補助金交付要綱には、令和4年6月17日から施行するとなっておりますが、この制度、現在も続けておられると思うのですが、村のホームページを見ますと、受付期間が令和5年4月1日から令和6年1月31日までとなっておりますので、その確認をお願いいたします。

次に、本村の空き家バンクの利用状況を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

空き家改修等に係る補助事業でございますけれども、改修事業という事業の性格上、受付期間を切らせていただいて、その上で実施をするということでございます。それで、事前に相談をいただいて実施時期等を定めながら進めていくということで、今後進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

空き家バンクの利用状況というご質問でございますが、空き家バンクにつきまして、本村では令和元年12月より供用を開始したところでございます。現在まで5件の登録があり、うち4件は、売買や賃貸借契約により建物の適正管理がなされておりますとともに、残り1件につきましては、昨日登録が完了したところでございます。また、現在、新たに1件の物件について、空き家バンクの登録に向けて所有者と福島県宅地建物取引業協会とともに準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 昨日、1件の登録があり、新たな1件も現在、手続中とのことで、登録件数は開始当初より多いとは言えませんが、少なからず機能しているということが分かりました。

令和元年の国土交通省の調査によりますと、空き家の取得経緯は相続によるものが約55%を占めており、所有者の約3割は遠隔地に居住しているということです。本村でもこのようなケースが少なからずあると考えられますが、適正管理の促進や空き家バンクへの登録を推進して、放置空き家にしないための具体策を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

まず、空き家として承知している所有者の方につきましては、毎年度、固定資産税の納入通知書を送付する際に、空き家バンクへの登録をお願いする通知を同封をさせていただいております。それによりまして、適正な管理を促してきたところでございます。

また、空き家の適正管理や空き家バンクへの登録につきましては、通年での村ホームページへの掲載でありましたり、定期的に村広報紙へ掲載するなどしまして、そういった機会を捉え、多くの方々に周知をさせていただいております。しかしながら、空き家バンクへの登録件数は、空き家の総数に比較しますと、かなり少ない状況にあるというふうには認識をしております。先日も、福島県が主催します空き家に関する説明会や研修会、こういった場においても、本村のみならず多くの自治体共通の課題でございます。

今後におきましては、全国の先進自治体の例をさらに参考にしながら、より実効性のある空き家対策につながるよう、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 今からちょうど3年前、令和3年の3月議会で、私は空き家対策と定住促進について、コロナ禍の今こそ移住者を呼び込むチャンスということで質問させていただきました。

本村では、令和2年に大玉村空家等対策計画が策定されました。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。計画を策定するに当たり、村ではいろいろなアンケート調査を実施し、その結果なども掲載されており、いろいろと質問させていただきました。

コロナ禍で、それ以降はちょっと調査が進んでいないということをお伺いしましたが、以前、こんなことがありました。村外からいらした方が「あれは一体何、びっくりした」と言われたことがあります。交通量の多い道路沿いであって、ガムテープで押さえていたガラスドア、あちこち割れ落ちて風通しがよくなり、路肩にもタイヤ等の残骸が置いてあり、著しく景観を損ねている建物があります。「日本で最も美しい村」連合に加盟している村として、恥ずかしくないのでしょうか。私が子どもの頃、あの辺りは玉井銀座と呼ばれていました。メインストリートとも言えるところに何年もそのままになっておりますが、子どもたちも歩く道路沿いなので危険ですし、周辺住民は防犯上の不安を感じております。このままにはしておけない状況だと思います。

所有者との連絡等は取られているのでしょうか。孫の代になったら、ますます解決が難しくなってしまうと思います。空き家は個人の所有物ですし、何といたっても管理責任は所有者にあります。しかし、このままにしておくには限界を迎えていると私は思います。村として、今後どのようなことができるのかお伺いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

個別な案件の中で、特定な分かり得るようなことは申し上げられませんが、私も趣旨は十分理解をさせていただいております。現在、所有者の方に対しましては、改善のお願いというような文書を提出をさせていただいております。その後、ご本人のほうからも村のほうに相談がございまして、この件に関しましては、今後、空き家バンクに登録できる物件なのかどうか、こういった形で土地家屋調査士の協会のほうとも、今、調整を進めさせていただいている段階でございます。今後、こういった流れになるかは、まだ不明ではございますけれども、改善の方向で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 改善の方向で進めているとのことで、よい方向に進むことを期待しております。

人が住まなくなった家は、急速に老朽化が進みます。新しい家を建てて、同じ敷地内にあり、物置として使用しているものについては別として、空き家は個人の財産なので、空き家バンクに登録してもらうにしても難しい部分は多々あると思います。

先ほども申し上げましたが、国の調査でも、空き家は相続により所有者となるケースが半数以上といます。最も重要なことは、空き家になる前に、今は自分に関係ないと思っけていても、相続等により所有者となった場合、どういうことがあるのかということを知っておくことが大切だと考えます。いざ当事者となった場合、どうしたらよいか分からず、そのままになってしまう。また、解体したくても多額の解体費用がかかることがネックとなり、なかなか実行に移せないこともあります。解体費用の一部を村で補助することなどは検討できないでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

今現在、制度上、村として制定をさせていただいているのは、先ほど議員からもお話ありました改修関係でございます。

解体費用につきましては、一義的にはやはり所有者の責務でございます。議員がおっしゃるとおりでございます。これに対する補助ということではございますけれども、例えば、特定空家となってもう倒壊の危険性があるという判断をした場合につきましては、最初に入り口としましては、やはり所有者の方が自己の資金によって解体を進めていただくということが、これは当然の責務でございます。

その後、どうしてもできないということになりました場合につきましては、制度上、代執行という手続に入ることとなりますが、代執行につきましても、当然、一旦村が支払いについて、村のほうで支出をさせていただくことにはなりますけれども、この費用につきまして、最終的には所有者ご本人のほうに請求をさせていただくということにつながってまいりますので、やはりこういった問題に関しましては、所有者の考え方であったり意思、そういったものが最大限尊重されるべきではないかなというふうには考えてはおります。

以上ではございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） なかなか難しい問題だと思います。代執行まではお願いしませんが、3年前に質問させていただいた物件に対しては、私はもう既に、何というのか、倒壊の危険性があると感じております。これから先、地域おこし協力隊と村とで再調査を早急に進めていただき、空き家対策しっかりやっていただきたいと思います。

さて、次の質問、蛍光灯製造禁止への対応はに移ります。

昨年11月にスイスで開催された水銀に関する水俣条約の第5回締約国会議で、直管蛍光灯の製造と輸出入を2027年末までに禁止することが決まりました。電球型蛍光灯の製造、輸出入は2025年末での禁止が既に決まっており、全ての一般照明用蛍光灯の製造は2027年末で終了することから、村の対応を伺います。

既存の蛍光灯のLED化が必要になってきますが、役場庁舎をはじめ、保育所や学校、公共施設の照明や防犯灯は、現在どのくらいの割合でLED照明が使用されているのかを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

公共施設の照明LED化の現状につきましては、各施設管理者等に照会しました結果、村長部局では約45.6%、教育部局におきましては11.8%という現状になっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

本村の防犯灯関係でございますが、村所有のほか、それぞれの防犯協会、民間団体所有のものも合わせまして、約860基ほど防犯灯が設置されております。その中で、LEDということでございますが、それにつきましては23%というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 2028年以降も蛍光灯の使用や在庫品の販売はできるわけですが、値上げや品不足が予想されます。また、LED照明も材料原価の高騰で値上げが予想されることから、早めにLEDへの交換が必要なのではないでしょうか。照明器具の交換や、LEDに適した電気配線にするためのバイパス工事が必要になるケースもあるかと思いますが、今後、計画的にLEDへの交換を進める考えはありますでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

現在の対応につきましては、器具本体が故障した case でありましたり、電球や蛍光灯が点灯不能となった場合に、逐次LED電球等に交換をさせていただいております。

なお、議員おっしゃるとおり、五、六年前は1本2,500円程度であったものが、4,000円から5,000円程度に、今、価格が上昇しております。

今後につきましては、補助金など特定財源の掘り起こしを積極的に行いながら、また財政状況を勘案しまして、できるだけ早い段階でLED化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） できるだけ早くにLED化を進めるということで、今現在は、まだ計画という具体的なことはできていないのかと理解しました。

次に、個人の住宅でも蛍光灯照明器具のLED化が必要になってまいります、これに特化した補助金などの支援策を検討できないでしょうか、伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

蛍光灯照明器具のLED化に対する行政からの補助、助成制度についてでございますけれども、これについては、中小企業等の事業者を対象といたしました制度はございますけれども、一般住宅に特化した制度というものは、県内をはじめ全国でも例がございません。

一方におきまして、各家庭におきましては、現在までも省エネや、あるいは蛍光灯、電球の交換頻度、これが少なくなるというふうなことから、照明のLED化、これが一定程度は進んでいるのではないかというふうに推察してございます。議員お尋ねのこれからの補助制度の創設というものに関しましては、こういった既に対応の措置を取られた方との公平性を欠くということにもつながることが懸念されます。したがって、現時点におきまして設ける考えは持ってございません。

以上であります。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 確かに、既にLED化にしているお宅も多々あると思いますので、公平性を期してという答弁でございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、4番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

1番館下憲一君より通告がありました「基幹産業の未来は」ほか1件の質問を許します。1番。

○1番（館下憲一） 1番館下憲一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について、これより一般質問を行います。

質問に先立ち、1月1日に発生した能登半島沖地震でお亡くなりになられた方にご冥福を申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、既に2か月という長い期間が過ぎて、避難所や仮設住宅での不自由な生活が今後も続くと思っておりますが、1日も早い復興を願うものであります。災害は、時と場所を選ばずと

いうことを改めて肝に銘じ、日頃の備えや訓練をしっかりと行うことが必要であると感じました。

まず、1つ目の質問です。

本村の基幹産業である農業の未来はどうか。ほかの同僚議員も質問しており、やはりこの時期になって、非常にそれぞれの住民の方が心配しているというような内容ではないかなというふうに感じております。

昨今は、担い手不足や耕作放棄地の増加など、課題が多い中、国は食料が不足する有事に備え、食料供給困難事態対策法案を提出するようです。輸入先の凶作や、戦争などによる輸入途絶に対応する政策とのことでもあります。食料や飼料など、資材の増産要請、指示する対象は現在生産している人だけではなく、過去にその品目の作付実績があるなど、生産能力が見込める人というような新聞報道となっております。

一度離農された方に、緊急事態なのでもう一回作付してくださいというようなことを国は願います。はい、分かりましたというようなことになるとは、ちょっと私としては思えません。それでなくても、離農したり、継続するのが困難だというような状況になっている中、国は食料の自給率を上げずにしてなぜこのような政策を行うのか、このようなことをやる前にもっとやらなければならない政策があると思ひ、今現在でも担い手が不足し、離農されている方が増えている状況であります。

そこで、次の内容について伺います。

まず、担い手として認定農業者や農業法人を位置づけしておりますが、現在の数で将来的に営農継続が可能なのか。前回も質問しました84名の認定農業者の方が今はいるといふことですが、今後、農業法人を含めて、村が振興計画の中で予定している人数で継続できるのか伺いたいと思ひます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

現在の認定農業者数、あるいは農業法人数で、将来的に本村の農業の存続が可能かどうかということにつきましては、今後の食料の自給動向、あるいは農業技術の改善、革新と。こういったものを複合的な要因から判断する必要があると考えておりますが、農業法人による経営の効率化、あるいはスマート農業技術導入によって、一定の水準の営農存続を行っていくことは可能ではないかと考えておりますが、さきの農業向けのアンケート調査でもありますように、営農面積を減らしたいという方と営農面積を増やしたいという方の中には、かなり大きな面積のギャップがございまして、これらをどう解消していくかというふうなところ。

さらには、農業者数の減少、これについては今後避けられない課題でありまして、これについては認定農業者も例外ではないのかというふうに考えてございます。これらに対しては、地域の特性、あるいはニーズに合わせた地域農業の振興策、さらには地域レベルでの生産販売の促進協力、連携の強化、こういったものに取り組んでいく必要があると考えておりますが、自治体のみでの取り組みには、おのずと限界がございまして。国・県、市町村の官、さらには民間を主とする産、大学等の学、こういった産

学官による総合的なアプローチをもって、国策、あるいは国家戦略として地域農業の存続を支援を図っていくことが極めて重要になってくるのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） そう簡単に特効薬みたいなものは出てこないというふうには当然思っておりますので、こういったいろんな複合的な要素を、しっかり情報等取り入れて進めていただければなというふうに考えております。第5次総合振興計画も、来年2025年には前期計画が終了し、後期計画へと移行する時期になっております。

今、ヨーロッパ諸国のほうでは、大規模営農に支援するのではなくて、小規模営農に支援をするという政策に大きくかじを切っているようでございます。農産物を取り巻く情勢は、必ずしも安定しておりません。戦争や福島第一原発の風評被害等により、輸出入の制限など、多くの課題を抱える先の見えない状況であります。

食管法を改正し、米の自由競争となり、米余りによる下落が生じ、営農が困難な状況となる中、国では今さらながら、市場任せでは困難だというようなことを大臣がお話ししているようでございます。規模が大きければ、破綻した場合の影響も当然計り知れないものになると思います。耕作していた農地の荒廃や、環境の悪化などが想定されるでしょう。

そこで、次の質問でございませぬ。

底辺を支えている兼業農家、かなりの数があると思ひます。それと少量生産で農家を一生懸命頑張っている方、そういった方の支援について伺いたいと思ひます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のように、農業あるいは農地を守っていくというものは、大規模な担い手、あるいは法人だけでできるものではございませぬ。特に本村におきましては、兼業農家の比率も大変高うございませぬので、これらをしっかりと支えていくことが極めて重要ではないかとこのように考えます。

先ほども申し上げましたように、やはり農業の政策というものは、国策あるいは国家戦略に関わる部分でございませぬので、この自治体として何ができるかということでございませぬが、本村におきましては、兼業農家、あるいは少量生産農家、これら営農を継続していく上で大きな課題となりますのが、農業機械を導入する際の高額な費用負担、こういったことが挙げられるのではないかとこのように思ひます。営農を続けたいけれども、機械壊れた、さあどうしよう、ただ1軒で所有するのには、ちょっとうちでは面積が少な過ぎるというふうな場合でございませぬ。これに対しましては、議員ご存じのように、農業機械等の共同利用整備事業補助を行っているところでございませぬが、複数の農家が機械設備を共同で導入することで、それぞれの農家が協力いたしまして、効率的な体制づくりを推進しているというところでございませぬ。

また、現在、農業振興公社におきましては、離農や買換えによって不要になった機

械設備、これを売りたい人、貸したい人と、買いたい、借りたい人とのマッチング事業、こういったものにも取り組んでおりまして、これらを通じて機械設備導入に係る負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えてございます。また、農産業の受委託等の需要も今後増えてくるというふうに考えてございますので、これらの仲介等につきましても取り組んでまいる必要があるというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 今、公社のほうの関係でマッチングの話が出ました。非常にいい制度ではないかなというふうにも考えております。このマッチングの関係で、今現在どのぐらいの、何ていうんですか、出し手というんですか、機械使ってほしいと、使いたいという方、結構いると思うんですけれども、使ってほしいという方が今どのぐらいいて、今、今後、使ってもらう方がある程度、農業の場合、やる時期が大体重なってくるというような形が想定されると思うんで、そのマッチング関係で、もし数字的に分かるものがあればお願いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

公社における農業マッチング事業、今年度から始めたものでございますけれども、現在、手元に数字持ってございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） それで、機械のほう共同利用等もかなり申込みがあって、実績が上がっているのかなというふうに感じております。今、農水省は農地関連法ですか、改正するというところで、食料安全保障の根幹は人と農地の確保というようなことで、国のほうで言うております。強調しております。

先ほどの質問で人について伺いましたので、今度は農地のほうについてちょっと伺いたいと思っております。

農地面積は毎年、国レベルで2万ヘクタール以上減り続けているというような新聞報道があります。農業者の高齢化や担い手不足により、減少のスピードが速まるのではないかなというふうなおそれがあると。農振法の改正案は、農地転用の規制について、国の関与を強めるというような、何かあまりよくないような方向に行くのではないかなと心配されております。農地利用は、末端自治体の主体性を尊重すべきというふうに考えております。

持続可能な営農と今後の農地利用について質問します。

先ほどもちょっとお話に出ましたが、地域計画の方向性とアンケートの調査、離農したいという人が多いようでございますが、それらのデータの活用をどのように融合させていくのかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

地域計画は地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めるものでありまして、これから先の本村の農業の姿を地域の方々と話し合っ、地域全体でつくり上げていくという将来計画になります。

現在、地域計画の策定の基礎資料として、昨年、農業委員会によって行いました農地の耕作者、これは田に限ったところでございますけれども、これらの現状把握、あるいは農業者へのアンケートを実施して集計を終え、先日、村長に農業委員会会長から報告書の提出があったところでございます。

今後、これらの調査の結果を踏まえまして、村内の地域計画対象エリア、これを複数設定いたしまして、そのそれぞれのエリアで耕作する農業者への意向を調査して、農地を活用する担い手の協議、あるいは目標地図、こういった作成を6年度末を目途に進めてまいりたいと考えております。地域計画の策定によりまして、地域の農業を担う方々が農地を維持、保全し、将来に向けて、より耕作しやすいような農地利用が図られるような形で地域計画策定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 先ほど、話にもちょっと出しましたが、地域計画、この設定すると、農振が外れなくなるというような、国が今度それを許可しないというような、かなり強い縛りをかけてくるというような報道でございますが、そうすると、例えば今までは村全体、農振が県営圃場整備を実施したところを中心に農振がかぶっていると思うんですけども、そのエリアを例えば村全体とかそういった形でやるのか。

私がちょっと心配なのは、農振を外したいような場所、今後その開発していきたいような場所、それから当然農地として守っていかなきゃならない場所というのはあると思うんで、その辺の区別をしたときに、今までだったら若干緩い部分があったと思うので、農振地域に残していたとしても、何らかの理由で農振を除外できるというような、そういう感じが受け止められていたんですけども、今回そのやつがきちっとなるということになってしまうと、例えばずっとその農地を農地として持っていかなきゃならない、例えば手放して転用したいとしてもそれできないというようなことになってしまうと、非常にその地権者の方も心配が大きくなるのではないのかなというふうに考えているので、その辺の、何というんですか、地権者に対する理解とかを短い期間で求めているとかなくちゃならないというのが結構大変だと思うんですけども、その辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

本村におきましての農地利用の基本的な考え方ですけども、これは将来にわたって守るべき農地はしっかりと守る、しかしながら村が将来に向かって発展していくために、農地以外の利用を図ったほうがより村の発展につながるというところについては、積極的に開発をしていくというふうな考え方でございます。どこでもかけてもということではありませんが、あくまで守るべきものは守る、開発するものは開発する

というふうな基本的な考え方を持って進めているところでございます。

議員ご指摘のように、地域計画のエリアに入りますと、農業振興地域の解除、これが事実上できなくなる、国の関与が強まることによって事実上できなくなるというふうなところでございますので、これら地域計画の策定につきましては、先ほど申し上げましたように、守るべきところはしっかりと地域計画に位置づけて、将来の耕作について位置づけていくと同時に、将来、農地以外の利用を図りたいというところについては、地域計画に盛り込まない。こういったことも含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 重要な計画というふうに何か位置づけられていて、これを多分やらないということはないと思うんですけども、少ないということになれば、国からの支援がかなり厳しくなるというような内容なんだなと思います。ですので、先ほども言った地権者ですか、土地を持っている方が心配される部分が多々あると思うので、丁寧に説明して進めていただければなというように思います。

次の質問に移ります。

米のブランド化に取り組んでいるようですが、その成果等を伺いたいと思います。

高温障害等で、大分、一等米の比率が下がったりしていますので、今回そういったブランド化しているやつの状況はどうなのか、併せてお願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

米のブランド化につきましては、令和元年度から取り組みを行っているものでありまして、古来、大玉の米はおいしいんだと言われるこの理由について、福島大学食農学類との共同研究によって調査を進めまして、科学的見地から良食味であるということを実証してブランド化することで、村産米全体の底上げを図って、将来的には米のみならず、大玉村全体のブランド力の向上につなげるというふうな取り組みでございます。

福大の食農学類との共同研究におきましては、村で栽培された米あるいは土壌分析を行いまして、調査結果から良食味米となる要件を見いだしまして、次の作付に生かすというふうな検討を進めてまいりました。現在までの分析調査結果、令和元年から4年までにおきましては、米の食味に関わるたんぱく質、あるいはアミロースの含有率の構成について、圃場における各水田の変動、これよりも収穫した年による変動のほうが大きいございますが、いずれも大玉村産米の品質につきましては、高品質あるいは良食味米と評価される範囲に到達してございます。また、米だけではなくて炊飯米、いわゆる炊いた米の微細構造、これらについては、年次において特に変動は見られませんが、良食味米の特徴を示すことということが確認されてございます。

6 年度以降につきましては、こういった成果を踏まえまして、村民の皆さんに、こういった内容についてより広く知っていただく機会を設けますとともに、産地ブラン

ド化として村産米全体の底上げを図る取り組みについて、引き続き協議、検討を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ブランド化やってよかったなというふうに、成果が出ることを期待してございます。

今後も続くと予想される高温障害に対応できる稲作をどう考えるかということで、もう既に、他県では昨年のデータを活用して、2024年産米の作付品種を変更するというような手法を取っているところもあるようでございます。品種を変更というのは、かなり難しい部分もあるのかなというふうに考えますが、データの的に昨年の高温で一等米比率が高い品種を、今年2024年ですか、令和6年度はそれを作るというような、そういう判断は非常に評価できるのかな。

品種を変えるというのは、ちょっと大玉の場合は難しいかもしれませんが、新聞報道によると、ケイ酸資材を使って土づくりをした場合に、過去のデータから調べた場合には、高温の年には一等米比率がそんなに下がらないというような、そういう報道関係もございますので、そういったその対策、これも来年度の作付すぐにも始まると思うので、そういったものをJAとか普及所と協議しながら、何か検討されているか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

高温障害による影響につきましては、令和5年産米、本村の一等米比率、数ポイント下がったところでありまして、他の産地のように20%や30%台まで下落することなく、約90%台を維持することができました。

ただ、今後、高温障害、これにつきましては、これからも続くというふうに予想されておりまして、これは稲作にとって極めて深刻な課題であるというふうに認識してございます。これらにつきましては、高温に対応しました適切な水管理、あるいは適期の移殖、収穫、肥培管理、こういった栽培技術の普及について、普及所あるいはJA関係機関等とともに農業者の方々への普及、指導を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、今後、高温に強い品種、これらの導入などにつきましても、関係機関と連携をいたしまして、情報収集でありましたりとか、本村に合う条件のもの、そういったものについての情報を、農業者の方々に提供できるような形で努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 今ほど、水管理の話も出ました。高温による水不足の対応について、特に大山地区についてはため池がないということで、今までも何度も水不足に悩まされてきたんではないのかなと。

そこで、先ほどのアンケートの中にもありました、耕作をやめたいとか任せたいとかという方が、地図で示されるようになると思うんですけども、そういったものを活用して、臨時的なため池、例えば末端のほうで水足りないというのであれば、そのちょっと上に臨時的な、例えばやめたいとか任せたいとかという人の土地を活用して、そういうため池とかを対応するような考えも。

今日ちょっと雪降りましたが、今まで全然雪なかったのが、当然これ6年度は水不足になるというのは、誰しもがもう考えられることだと思うので、やっぱり早い対応をしていかないと、雨降ってもらえれば当然それでよしという形になるんですが、誰も先のことは分からないので、やはり早めに手を打っておかないと、そうなるからやるということでは、やっぱり村としてどうなんだという声が出てしまうと思うので、これやらないで終われることにこしたことはないんですけども、もしそうなった場合の対応策を今から考えておかないと、今でもちょっともしかしたら遅いかもかもしれませんが、そういった臨時的な対応策みたいなものを考えているのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

農業用水の確保につきましては、議員ご指摘のように、天候に左右される要素が極めて大きいものでございます。現時点では、今ほどもお話ありましたように、山に雪が少ないというふうなところで、今年春先の水不足が懸念されるところであります。休耕田等を活用しました水の貯水、そういったものに関しましては、現在は検討をまだしていないところでございますけれども、土地改良区と連携を密に取りながら、調査、研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 土地改良区とそれから農業振興公社、産業課、役場とこの3社が協力して、ぜひそういう対応をしていただければ、耕作される方も安心してでき、また高温による障害が少なくなるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この項の最後の質問になります。

（6）の農業の未来を考えると、専門知識や多くの人脈を持つ人を生かした政策が重要と考えます。例えば、農業普及所や農協、県や国との人事交流など、多くの知識や情報を活用し、基幹産業である農業に希望が持てるような未来をつくる考えはどうか。

先ほどもいろいろお話ししてきましたが、やはり国は、私がいたときもそうだったんですが、猫の目農政というような言葉がありまして、二転三転が当たり前というような状況でございますが、やはりそういった中でも、そういう国の職員であるとか、そういう方がもし大玉の役場に力を貸していただければ、いろんな情報を素早くキャッチして、それを生かして村の農業発展につなげていけるというように私は

考えているので、こういった優秀な人材を、少しでも村職員のレベルを上げるためにも、こういった活用を考えることはあるのか、村長にお尋ねしたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 1 番議員さんにお答えします。

おっしゃるとおり、やはり農業技術は日々進化をしておりますし、ICT等の利用もありますので、そういうものに対して対応するためには、やはり専門的な知識を持った人、そして栽培知識を持った方、これはどうしても欲しいということで、前々から普及所のほうにお願いをしたり、県のOB等で専門職の方をあっせんしてほしいと。村のほうで専門員として雇い入れたいのということです、申入れをしております。

数日前も県北農林事務所の所長以下、課長たち、大玉で懇談会を開催しまして、そのときも所長に農林関係の県のOBを紹介してくれないかというお願いを改めて申し上げました。これについては、農協についても営農指導をやったベテランとか、そういう方について紹介してほしいと。なかなかいずれも人材不足で、分かりましたと。県の関係の農業関係の課長、部長等には絶えず会うときにはお願いをしておりますが、なかなか紹介をいただけないということですが、ぜひそれについては確保したいと。

あと、福大の食農学類とのつながりができておりますので、そういう常勤でなくても、そういうアドバイスを受けながら進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ありがとうございます。

ぜひ、そういった方を大変だとは思いますが、村長さんの力でぜひ育てていってもらえればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり、何より大事なことは、営農を通じて農業者が十分な所得を得ることがやっぱり一番大事で、継続的な農地利用を確かにしていくということだと思いますので、大玉村の基幹産業である農業が未来に輝くことを願ひまして、次の質問に移ります。

生涯学習を継続する施策について質問いたします。

生涯学習は、人生を豊かにし、健康増進や人と人とのつながりやコミュニケーションを良好にする大切な事業であると考えております。

近年では、定年制延長で、多くの方が現役で活躍しております。健康で元気に働けるということは大変よいことだと思いますが、反面、少子化等による人員減少で、なかなかその職場を辞められないというようなことも見受けられるようでございます。そのために、老人クラブもかなり高齢にならないと加入しないというような状況になってございます。趣味の講座なども、時間がやはり取れないなどの状況で、生涯学習課のほうでもいろいろ仕掛けてはいるんだろうと思いますが、そういった理由で人がなかなか集まらない。さらに、新型コロナウイルスにより、長期間の活動制限も課題となっております。

そこで、次の質問でございます。

(1)の新型コロナウイルス感染が5類に移行しました。活動制限が緩和されたことでの事業の変化と、来年度に向けての事業展開をどのように考えているのか伺います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1番議員さんにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が第5類に分類されたことによりまして、感染症対策としての人数制限であったり、あと体温測定やアルコールによる手指消毒等の対策は、現在行ってございません。感染症以前と同様の事業展開を進めているところでございます。参加者におきましても、少しずつではございますけれども、増えてきていると感じているところでございます。

今後につきましては、参加人数が少ない場合に至っては、開催方法等をその都度見直ししながら、まずは事業を継続していくということが大事だと考えておりますので、現況を注視して、必要であれば対策を講じながら、感染症拡大以前と同じような事業展開を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 5類になって、大体通常どおりな事業展開を始めているということでございますが、大体年間どのぐらい、その数的に、もし分かればなんですけれども、例えばいろんな事業あると思うんです。例えば菊の花の事業とか、そういった趣味の大正琴の、何というんでしょう、大正琴の勉強、勉強というんですか、クラブみたいな。そういったものをある程度、幾つかやっていると思うんですが、もし分かれば。例えば、去年はコロナもあったのであまりないんでしょうけれども、今年は予算も構築していますので、どのぐらいの事業をやる予定だというのが、もし分かればお願いしたいと思います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1番議員さんに再度お答えいたします。

生涯学習事業による生きがい探しセミナーに関しましては、令和5年度につきましては、9回の事業を実施してございます。あと、各クラブのほうの団体の活動につきましては、全体を把握しているわけではございませんけれども、大体再開しております。週に1度くらいは、改善センターのほうご利用されながら練習を再開している団体がございます。詩吟であったり、花のクラブであったり、あとはカラオケだったり、太極拳だったりという、スポーツ吹き矢なんかも再開しております。そういった団体につきましては、週に1度程度、改善センターを利用されているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 今後もコロナにはもちろん注意しなくちゃならないと思うんです

けれども、そういった感染症の対策をしっかりとやりながら、前に戻れるような方向で取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問でございます。

各種団体が、高齢化により解散や存続の危機を迎えているということが課題となっております。文団連の団体数も大分減りまして、一番過渡期の半分ぐらいにもうなっているのかなというふうに感じております。高齢による運転免許証返納で、練習や発表会の場所に行けないというような、そういった声もあります。直接、教育委員会のほうとの関連ということではございませんが、実際そういったその練習とか発表の場に行きたいんだけど、車、免許返納しちゃって、デマンドもなかなかちょうどしていなくて行けないというようなことでの現状でございます。

こういったその現状、ちょっと対象の教育委員会とは離れるかもしれませんが、同じような状況で今困っている住民がいますので、現状の公共交通ではなかなか対応が難しいと思いますので、例えば有償ボランティアなどの検討、このようなそういった事実を、まず生涯学習課のほうでもある程度把握しているのか。高齢者の方が練習に行けないよとか、発表会あるんだけど、改善センターまで行けないよみたいなことが把握されているのか。把握しているとすれば、例えば関係部署、教育委員会だけで当然改善はできないので、そういった本役場のほうとの担当課と協議したりということ、やっているかどうか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1番議員さんにお答えいたします。

現況の把握ということでございますけれども、現況の把握につきましては、生涯学習課のほうでは行っておりません。現状把握してございません。ただ、生き粋大学であったりという場合には、送迎で職員が大型の車で参加者の方を送迎しているという現況もございます。それ以外の団体につきましては、乗り合わせ等でいらっしゃっている方もいるかと思えます。

議員さんご指摘のように、有償ボランティアということの話もございますけれども、有償ボランティアですと、自発的に謝礼として金銭等を行う場合は許可等必要ございませんけれども、有償で事業として金額を設定して行う場合には、道路輸送法による登録だったりという許可が必要になってくるということで、かなりハードルが高くなってきてしまいます。

あと、デマンドタクシーにおきましても、議員さんお話しのとおり、利用したい時間帯や日にちななども決まっておりますので、そちらもなかなか都合がつかないというところもございますので、今後こちらに関しましては、関係部署等といろいろと協議しながら、乗り合わせであったり有償ボランティアの設定だったりという、あとデマンドタクシーの運営方法の改善だったりというところを協議しながら進めていく必要があるかなというふうに感じておりますので、今後検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ちょっと幅広くなりますけれども、これ村民のそういった声がありますので、生涯学習課だけじゃなくて、そちらのほうでもそういう声を聞きながら、担当である政策推進とか、そちらのほうとよく横の連携を取りながら協議していただいて、できるだけそういった方、免許返納、当然、事故とか起きてからでは遅いので、住民生活課ですか、住民生活課のほうではその推進をする。片や、免許なくなっちゃうとどこにも行けないというような困った状況になるので、当然その安全も確保しなくちゃならない。あとは、その高齢者のそういった生きがいも確保していかないと、村が目指す健康長寿の村にもどうなのかという問題に当然なってくると思います。

なので、全体の多分集まりとかとはあると思いますので、そういった中で現状を把握して、こういうことが出ているんだよということで、課、教育委員会だけでいろいろ解決という形は難しいと思うので、役場のほうともしっかり連携を取りながら、なるべく早くそういった問題、解決してほしいなというふうに考えておりますので、できるだけ早い対応をお願いしたいと思います。

人生を振り返りながら、多くの仲間と楽しく健康で有意義な時間を過ごせるすばらしい大玉村づくりに取り組んでいただけることを期待して、一般質問を終わります。

○議長（押山義則） ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時30分といたします。

（午前11時11分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時30分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 6番松本昇君より通告がありました「大玉村産米ブランド化の進捗状況と今後の見通しは」ほか1件の質問を許します。6番。

○6番（松本 昇） 6番松本昇です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。

先ほど、1番議員さんのほうからも質問ありましたブランド化についてであります。私はまず私なりの質問をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、大玉産米ブランド化の進捗状況と今後の見通しについてであります。

令和6年度の大玉村における水稻生産目安は731ヘクタール、水田全体の約6割で、前年と同じ面積とのこと。物価の高騰により、肥料や資材も高騰、夏の猛暑も追い打ちをかけ、ますます農業を維持することも困難を迎えている現状かと思っております。

さて、質問に入りますが、大玉産米のブランド化については、私の記憶によれば、平成31年度の村政執行基本方針の中で、大玉村産のブランド化に向けて検討を進めると掲げてあります。さらに、予算措置による令和元年度から実質検討に入ったと記

憶していますが、今までのブランド化に向けた進捗状況と今後の見通しについて、何点か伺います。

まず、(1)の改めてブランド化の意義と必要についてを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

ブランド化のほう着手、運営等につきましては、議員ご指摘のとおりでございますが、昔から大玉の米はおいしいんだというふうに言われてまいりましたが、これを単なる評判ということだけで終わらせるのではなくて、今ほどもお話がございました、今年度生産目安面積731ヘクタールという村の農地の大きな部分を占める米というのは、特産品でございますので、これを引き続き振興していくために、大玉村産というブランド力の向上を図っていくことは必要不可欠なものというふうに考えてございます。

これらのおいしさの理由となります水や地形、あるいは気候などの恵まれた要因、さらにはおいしさを守り、作り続ける生産者の取り組み、また福島大学の科学的見地、こういったものから実証された良食味、これらの情報につきまして、農業者のみならず村民が共有いたしまして、それを広く他の自治体、全国に発信するというふうなことができないかということで、検討を進めてまいったところでございます。将来的には、米だけではなくて、大玉村産の製品のそれぞれのブランド力の向上を図っていくためにも、大変に意義のある取り組みというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 本当にそのとおりだと思います。大玉村の米は日本一おいしいというような自負というんですかね。これは、県内でも恐らく知れ渡っていると思います。その観点からも、確かにこのブランド化になれば、また大玉村の特徴が出るんじゃないかと思っておりますので、その辺のことを踏まえて、今後も推進をしていただきたいと思っております。

次に、(2)の検討に当たっての組織体制とその検討経過、また併せて成果を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

村産米のブランド化の検討に当たっての組織体制でありますけれども、これから申し上げる機関の参画をいただいて、構成をしているところでございます。県からは、県北農林事務所安達農業普及所、JAとしては、ふくしま未来農業協同組合の営農部、さらには本宮営農センターの大玉資材店、村内からはおおたま村づくり株式会社、あるいはJAの稲作部会大玉支部、大玉村認定農業者連絡協議会、大玉村農業振興公社、あだたらドリームアグリ株式会社、さらには村内の認定農業者であります水稻生産者の7組織、あるいは農業者から成ります計13名によって組織をしているところでございます。

検討経過につきましては、令和元年度から進めておりまして、主に委員の方々の中から水稻生産者にご協力をいただいて、米を提供していただいて、その福島大学における分析、調査、それから土壌調査を毎年繰り返し行って、経年変化等を観察してきたところでございます。

現在までの進捗、あるいは成果につきましては、今ほども申し上げました、村内に試験圃場8か所を設定いたしまして、その栽培された米、あるいは土壌等の分析を進めてまいりました。その調査結果によって良食味米、どういうふうな作付の方法、あるいは土壌、そういったものの要件を見いだしまして、次の作付に生かすというふうなところでの経年変化等も観察してきたところでございます。これらによって、産地のブランド化として大玉産米全体の底上げを図る取り組みについて検討してまいりました。また、令和4年度以降は、販売先とブランド米の売出し方法、こういったものについても検討をしてきたところでございます。

令和6年度につきましては、5年間の村産米の研究成果、これを広く村内の農業者の方々、あるいは村民の方々にも公表いたしまして、全体の意識の醸成を図っていくと同時に、今後のおいしい米作りに資してまいりたいと。さらに、ブランド化の象徴となります、より高い基準で販売する、こういったブランド米の生産に取り組んでいただく生産者について、募集を図っていきたいという考え方でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） ありがとうございます。

今、組織の中で、7組織で13名の構成でやっているという答弁がありました。この中には、議会あたりの代表あたりは入ることはできないのでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

担当といたしましては、それぞれの知見を有する方々、さらには実際に生産をされている方々というふうな見地で行っておりまして、特段、議会からというふうな考えは持ってございません。今後、推進委員会の中で、例えば販売の対象となる例えば販売店の方、あるいは流通の方、そういった方々等については参画いただくことも可能性としてはございますが、現時点では、議会を代表してというふうな方の参画については考えてございません。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 議会はそれ決定機関であって、予算のあれも決めるわけですから、できれば産業厚生委員長あたりをその組織の中に、やっぱり委員長あたりを組織の検討委員あたりに加わってもいいんじゃないかと思っておりますので、なお、今までのあれもありますが、そういうあれも検討できれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 6番。6番議員さんにお答えします。

今の件ですが、議会を入れないということではなくて、過去に、自分たちが審議会とかそういう検討会に入って決めたことを議会に持ち込むと、自分たちを縛ってしまうので、議会としてはできるだけそういうものには参画させないでくれという申入れがありまして、それ以来は議会はそういうところには入ってこないというのが、どうしても議会入っていただきたいものについては、1つぐらいありましたかね。そういう経過がありますので、今の提言については、ぜひ議会内で検討いただければというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） そういう認識も分からなくて提案しましたが、許されないならば仕方がないです。

それでは、（3）の福島大学食農学類との共同研究での経過とその成果を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

福大との共同研究成果につきましては、村産米のおいしさについて、米の成分分析、さらには電子顕微鏡等による分析、調査、こういったことを通じて、科学的、客観的に研究を行ってまいったところでございます。サンプルとなる米の試験圃場につきましては、村内の平地から中山間も含め、均等に箇所設定をしたところでございます。

元年度から4年度における村産米の分析につきましては、米の食味に大きく関わるたんぱく質、あるいはアミロースの含有率の構成等について、試験圃場となる各水田の変動よりも、その収穫された年による変動のほうが大きかったというのが結果でございました。また、炊飯米、炊いた米としての産米の構造を分析した結果、年次による変動はございますけれども、いずれも高品質、良食味米と評価される範囲に届いてございます。また、炊飯米の微細構造につきましては、年次によって大きな変動はしないことが、福大食農学類の研究調査によって明らかになってございます。

福島大学食農学類は、本村のほかにも、県内の幾つかの市町村のこれら分析にも携わっておりまして、その中でも大玉村産米の米については、高品質、良食味米というふうな評価をいただいたところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） ありがとうございます。

このブランド化を立ち上げたのが、平成31年、村の村政執行基本方針の中でこれ始まったわけなんです。令和元年度6月の定例会の行政報告で、大玉村産のブランド化、5月8日にふくしま未来農業協同組合の本店において、菅野代表理事と面談があったと。そこから、ずっと令和5年まで来たんですが、今年6年目なんです。何事にもそういう事業やるにはお金はこれかかりますよね。そこで、今までに食味検査とか土壌調査とか、そういうあれで幾らぐらいこの経費がかかっているのか、そこを

分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

5年間、福大との共同研究を行ってまいりました。福島大学への食味分析、あるいは土壌分析、これらに対する委託料が年額200万円というふうな形で実施をしてまいりました。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） すると、年額200万ということは、5年だから1,000万円くらいはかかっている。ありがとうございます。

私もいろいろこれずっと調べたんですが、今までに1,000万円以上やっぱりかかっているんですよ。ましてまた、今年の令和6年度のブランド化の予算として280万円も取っていると。やはり事業をやるからには、それ金かかるのは十分承知しておりますが、これからいつになるか分かりませんが、やっぱりかけたからには必ずこれ成功させて、農家の皆さんがよい米を作って、販売できるような体制を取っていただきたいと思います。

そういうことで、（4）のブランド化実現に向けた目標年など、今後のスケジュールについて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

今まで5年間のこの研究成果の蓄積、これにつきまして、令和6年度におきまして、村内の米生産者の農業者の方々、あるいは村民の方々に、これまでの成果という形で広く公表してまいりたいというふうに考えておりますと同時に、この多くの農家の方々に、例えば基本的な取り組み、例えば有機質の施肥であったりとか、村内産の苗、さらには一貫して村内で収穫されるものというふうな取組を通じて、JAのこの米の等級、一等米を目指すような、そういった取り組みを呼びかけていきたい。これによって、一定の村内全体の底上げを図っていききたいということが1点。

もう一点としては、この栽培方法、あるいは食味値の基準、これをより高く設定いたしました。大玉村のブランド化の象徴となるような位置づけの米の栽培に取り組んでいただけるような方の募集を行いまして、7年度からの作付、販売を目指すということで検討、実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 本当に大玉村の米は誇れるわけですから、このブランド化をいつ頃、その目標というか、認定というか、こういう今後のスケジュールはいつ頃になるか、分かればお知らせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

ブランド化の中で、現在、ブランド化推進委員会というもので先ほど取り組んでおりますが、これらの委員会において、例えばこれが大玉村のブランド米ですよというふうな、そういった認証制度、そういったものを導入できないかということで、こちら推進委員会の中でも並行して検討をしているところでございます。

7年度の作付、収穫、販売、これらまでにこれらの認証制度について、形、受け入れられるかどうか、そこもこれらの作付、販売と同時に実施できるような体制づくりを目指して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 今、今年は6年ですから、来年あたりは大体形になるのかなというような答弁をいただきました。農家の米生産者の方も、これは一日でも早くブランド化というのを期待しておりますので、村はじめ執行部の皆さんのご努力に期待いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

2の「稲作農業の現状と高齢化等による対策を早急に」に入ります。

ご承知のとおり、大玉村においても農業従事者の高齢化はますます深刻な課題となっております。農作業の機械が壊れたら農業やめるという方が多くあります。また、機械があったとしても、高齢になって操作に不安を感じ、事故に遭う前にリタイアするという考え方もあります。村内の農地が休耕地にならないよう、対策を早急にすべきと考えますが、村の見解を伺いたいと思います。

（1）稲作農業の現状についてですが、①の大玉村の農業従事者の平均年齢は、おおよそ何歳であるのかについて伺います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

先日の農業委員会にて調査を行った地域計画策定に向けた農業経営者及び農地に関する調査の集計によりますと、村内に農地、主に田んぼを所有する農業経営者、こちらの平均年齢でございますが68.8歳でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 68.8歳、私はもうその10歳も上なんですけど、本当にこれからこういう農業やっていくというの、なかなかこれ大変だと思いますが、そこ皆さんで、皆さんというか各農家でかばい合って、この村の水田を守っていくと。稲作を守っていくような方策を村でも示していただきたいと思います。

それでは、②の村で調査された農業に関するアンケート等で、後継者がいない農家の割合はどの程度なのかについて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

同アンケートにつきまして、「後継者がいない」と回答した農家につきましては、全体の約6割でございました。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） この6割という数字が出たようなんですが、それに対してどういう内容のあれで回答があったか、分かればお知らせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

今ほどの答弁内容でございますけれども、アンケートにおいて後継者いらっしゃいますか、どうですかというふうな内容で、「後継者は現時点でいない」というふうにお答えされた方が約6割というふうなことでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） それに対して、事務局ではどういう反応というか、判断をされているのか、できればお知らせ、なければ結構です。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 「後継者がいない」とお答えされた農家が約6割というふうなことで、全国的な傾向等から見てもほぼ想像できた数字かなというふうには認識はしてございますけれども、一方でかなり多いなというふうな認識は持ったところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） ありがとうございます。

③のあれと大体似ていますので、③を省きたいと思います。

（2）に移ります。

大玉村農業振興公社の現状と今後の役割についてを伺いたいと思います。

①の公社設立当初における事業内容についてを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

大玉村農業振興公社の設立当初における事業内容ということでございますけれども、これにつきましては、全村民を対象といたしましたアンケート調査を基にいたしまして、公社に対する取り組みについて把握するとともに、公社が行う事業の優先順位、これらを定めまして、初年度の事業計画を策定し、事業を進めてきたところでございます。

具体的には、シルバー人材センターと連携いたしまして、農作業受託の体制拡大、こういったことを目的とした事務支援を行いますとともに、農福連携による新たな就農機会の創出、農作業従事者の人材確保、新規就農希望者の就農相談や既存農家との関係確立に努めてきたところでございます。さらに、農業技術の研究及び習得を目的

といたしました技能講習会、スマート農業等の実演会を開催いたしまして、農作業中の事故防止、農作業の省力化に向けた啓発活動にも取り組んだところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 今、シルバー人材の労働者のことについてあれですが、シルバー人材なんですけれども、今は俺もそこに入っていたんですが、体の調子を崩しまして草刈りとかはやめていますが、今のシルバー人材の中で、草刈り作業とかいろいろ作業あると思うんですが、どういう状況なのか分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

シルバー人材センターにつきましては、村が直接所管、関与する団体でございますので、聞き及んでいる範囲ということになります。人手が不足しているという状況はかなり深刻であるというふうに関及しております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 確かにそうです。村の募集でシルバー人材に入りませんかなんていうパンフレットも入ってきたようですが、今後ますます、今は会社勤めも定年が延びて、農作業というかそういうあれが薄くなるので、ますます大変かなと考えております。

②の現在の重点事業とその推進状況について伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

農業振興公社の現在の重点事業といたしましては、現役農家の作業軽減、あるいは効率化を目指して、農作業の受託業務、こういったもので、現在のところ、軽微な農作業に限定されておりますけれども、機械等も導入し、草刈り作業等を主といたしました事業に取り組んでいるところでございます。

農作業以外の事業といたしましては、前年度からの継続事業として村農業サポートセンターの管理業務、大玉村シルバー人材センターの事務支援業務、こちらに取り組んでいるところでありまして、また農業委員会と連携して農地パトロールによる耕作放棄地の現状調査、あるいは農地の集積、新規就農者、担い手育成に関する相談、仲介業務に取り組んでいるところでございます。

令和5年度からは、大玉村から堆肥センターの指定管理の委託を受けまして、施設管理、運営、堆肥の生産、販売事業に取り組んでいるところでございます。また、先ほども答弁をさせていただきましたが、高齢等を理由に離農する方、離農した方が所有する農機具等、村内の農家や法人が再利用をすることができる農機具等のマッチング事業、これらを開始したところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） ありがとうございます。

それでは、③の苗の生産、販売の育苗事業はその後どのようなになっているのかについて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

ふくしま未来農業協同組合が所有、運営しております玉井育苗センターでの水稻苗の生産、販売を目的といたしました事業につきまして、公社がJAから事業継承を受けるかどうかということについて、公社、さらには大玉村、JAの3者で協議を行いました結果、村の基本方針といたしまして、JAの当該施設での育苗事業、この経営状況をよく精査いたしまして、分析、改善に向けた協議を進めた上で、慎重に事業継承の手続を進めることとなったところでございます。

経過といたしましては、令和4年10月の公社理事会におきまして、育苗事業につきましては、現状での事業継承は見送ることといたしまして、今後、JAの取組状況等を十分に注視しながら検討を進めていくということになったところでございます。

なお、JAにおけるこの育苗事業につきましては、令和6年度につきましても同様に実施されるということでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） その見送った育苗事業、村でやるというのを、振興センターであれして村で育苗事業をやるというような経過はあったんですが、見送ったというその理由は何だったんでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

経済団体の業務の執行内容でありますので、ここで直接的なことについて触れるのは控えさせていただきたいというふうに考えますが、村、それから農業振興公社、これらが事業継承を受けるためには、経営の改善等が必要なんではないかというふうに判断したところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） ありがとうございます。

何やるんでも赤字とかあれでは受けられないかとそういうこともありますけれども、今後はそういうあれもまだあるとは思いますが、振興公社を立ち上げた以上は、やっぱりJAと一体となって、これ村も行政も一緒に進めていかなきゃならないのかなと思いますので、そこらをお互いに話し合いながら進めていっていただきたいと思います。

④の農作業の受委託に関する事業は、どう進んでいるのかについて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

農作業の受委託事業につきましては、現在、令和6年2月末までの作業実績といたしましては、5年度の契約件数8件、事業収入113万1,000円という内容でございます。しかしながら、公社では作業員や農業用の作業機が十分ではないという現状もございまして、現在では草刈り作業を中心に軽微な作業を行っているという状況でございます。

さらに、労働力につきましては、公社の職員のみでは対応するのに限界がありますので、この農作業の作業員の確保の一環といたしまして、支援者を募集いたしまして、現在は8名が登録いただいているところでございます。これら登録いただいた農作業支援者の方々には、農耕機械等のオペレーターとして公社事業への支援をいただいておりますほか、併せて公社に対しての農業機械の貸出し等についても協力をお願いしているというふうな状況でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 労働力の支援者は、これ8名を見つけたということで、今すぐ何十人とまではいきませんが、我々それ農家にとっては、やっぱり高齢化になっておりますので、何ぼでも若い後継者が育つように、村をはじめ振興公社の職員の方にも頑張ってくださいまして、大玉村の農業、ましておいしい米の大玉村でありますので、職員、また幹部の皆さん方のご努力によって大玉村の農業発展させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（押山義則） 以上で、6番松本昇君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午後0時06分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 2番渡邊初治君より通告がありました「漬物の製造販売の存続危機を問う」ほか1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊初治） 2番渡邊初治です。

議長の許可を得ましたので、2件の質問をさせていただきます。

まず、1番でございますが、漬物の製造販売の存続危機を問うということで、先輩議員が以前に質問をされた内容でもあると伺っております。食品衛生法の改正が2021年6月1日から施行されました。これの改正に至る経過につきましては、北海道で12年に白菜の漬物による集団食中毒がありまして、これが発端で改正に至ったところでございます。そのほか、国際基準に適合した食品衛生管理が義務づけられるようになったところでございます。今までは届出制度で手作りの漬物を作り、そし

て、直売所なりに販売を委託して販売されてきたところでございますが、猶予期間が終わりまして、5月31日で猶予期間が切れます。6月1日からは衛生基準を満たす必要がされまして、その製造場所につきましては、まず、住宅と製造場所を区切らなければならないというようなことで、区画されていることがまず第1番でございます。

また、床面や壁面が不浸透の材料で造られた施設ということと、浅漬けをする場合のその部屋が10度以下で管理するような製造場所でないという許可にならないというようなことが義務づけられるところでございます。

また、製造者が手洗いをする場所につきましては、直接手指が触れないようにレバー式か自動水栓の、そういう水栓が必要になるということで、現在、直売所等に手作りの漬物を出している農家の皆さんにとっても、5月末で、届出制度による、製造していた皆さんにとっては製造販売ができなくなるということでございます。

これは今まで申し上げましたような施設並びに国際基準に沿ったHACCPによる衛生管理が必要になってきましたので、(1)としまして、あだたらの里直売所に漬物を出荷している今現在大玉村の農家の生産者数をお伺いしたいと思います。

また、そのうち漬物の製造業の許可、3年間の猶予中に許可を取った方がおれば、その取得した出荷者は何人いるかお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

あだたらの里直売所に漬物を出荷している村内の生産者数につきましては、17名であります。そのうち、既に漬物製造業の許可を取得された方は3名でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

この17名の製造されている方については、本当に間近になった期限が非常に心配されるところでございます。

そこで、(2)に移りたいと思いますが、漬物製造者は高齢者が多く、加工場を整備するための融資などを受けたとしても、借りた分を返すことを考えると、高齢者にとってはハードルが物すごく高いと考えられます。漬物製造者が加工場を整備する場合に支援が必要と思いますが、施設改修や機械導入費用の一部補助などができないかお伺いするところでございます。

今現在、これらが小規模の改修費で済むような、17名の中にいけば、今年度間もなく迎えます梅干しなどについては製造がスムーズにできるかと思いますが、そのほかの方については改修がそれぞれ必要になってくるのではないかなというふうに考えられますので、改修や導入費用の一部に補助ができないかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

生鮮野菜等に加えまして漬物等の加工品、これにつきましては直売所の充実に欠かせないものであるというふうに考えてございます。村といたしましては、この村内の

漬物製造者の方々、加工場の施設、あるいは設備改修等を行う場合の支援につきまして他の自治体等が行っております補助事業等の情報を収集をいたしまして、補助事業の創設について前向きに検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ただいま、部長より前向きに検討するというところで、県内ではあまり取り組んでいる自治体はまだないかと思えます。全国的には非常に昔から有名な漬物で、それがないと困るというような直売所が多数見受けられるところでございますので、ぜひ早急にご検討をいただければと思えます。

（3）でございますが、令和5年3月の先輩議員の一般質問でありましたが、村の加工場設置について地域振興施設と併せて設置を検討したいとお答えいただいている状況でございますが、それらについて間もなく1年になるところでございますので、その後の状況についてお伺いしたいと思えます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

地域振興施設につきましては、現在庁内におけるプロジェクトチームによって基本構想の策定を行っているところでありまして、今後の大玉村の顔となる振興施設として必要な施設、あるいは機能を盛り込むため、多方面の視察研修等行いまして検討を重ねているところでございます。

加工場の機能につきましても、すぐに加工場ができるということではありませんので、先ほど答弁をさせていただきました個人の方々の施設改修、あるいは設備、そういったものへの補助を行いながら、今後その生産者の方々の状況や直売所の売上げの動向、こういったことも踏まえまして検討を引き続きしてまいりたいなというふうにご考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

地域振興施設と併せて、これから取り組んでいくということでございますので、スマートインターチェンジの誘致等とも絡まるのかなというふうにご考えられますので、大玉村の顔としても中心になるかと思えますので、そういう加工施設も農業を基本としております大玉村にとって必要だと思えますので、今後ともよろしくお伺いしたいと思えます。

続いて2つ目の、村民の食生活改善に向けた取り組みはということで、お伺いをしたいと思います。

福島県民につきましては、メタボリックシンドローム該当者の割合が全国ワースト4位、それから毎日のようにテレビ等で県民に訴えております食塩摂取量については男性がワースト1位、女性がワースト2位ということで県民に訴えておられるところでございますが、また、喫煙率についてはワースト1位という、生活習慣の改善が県

民に求められているところがございます。

日本人の食塩摂取基準量につきましてはここに記載のとおりでございますが、1日、男子が7.5グラム未満、女性が6.5グラム未満ということで、食塩の取り過ぎについては高血圧を招き脳卒中や心筋梗塞、心不全、動脈瘤、腎不全などの循環器疾患を引き起こすということは、もう県民も村民も十分承知をしているところだと思います。

そこで、県で推しております7つの生活習慣についてでございますが、健康長寿日本一を目指す大玉村が進める食生活改善についての取り組みをお伺いしたいと思っております。

まず、(1)でございますが、1月の広報おおたまに掲載されている村民の尿中塩分量は男性が9.7グラム、1日、女性が9.5グラムということで、先ほどの日本人の基準より相当高いのではないかなと、私個人ですが、そう思っております。

これらについては、令和5年度の集団検診、特定健診の受診者のデータであります。ほかの年代はどのようになっているか分かっておればお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

議員さんの質問要旨あります5年度につきましては、記載のとおりということでございます。4年度につきましては男性の平均10.0、女性が9.86、全体で9.9、令和3年度につきましては男性が10.39、女性が9.68、全体で10.0というような平均という数字になってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

これらからすれば、部長さんの今答弁からすれば大分改善されてはきているのかなということでございますが、それでもまだまだ日本人の摂取基準量には満たないということであると思われま。

(2)でございますが、県では健康的な7つの「推しの健活」ということで、県民に意識づけをされているところでございます。

食生活については、野菜からゆっくり食えることということで、これは皆さん多分もう十分野菜から食えるということも浸透しているのかなというふうには考えておりますが、まず最初は野菜から食生活ということで、2番目は運動でございます。毎日、60歳以上は6,000歩、60歳以下は8,000歩以上が目標というようなことで、県民にもそれぞれ訴えられているところでございます。

3つ目は適正体重、4つ目が適正飲酒、5つ目が禁煙、たばこのことでございますが、6つ目は睡眠、7つ目は健康診断とがん検診の訴えでございます。

これら、大玉村でも一生懸命取り組んでいると思っておりますが、そこで村での取り組みについてでございます。

保健センターでできる塩分測定の状況、また野菜の測るベジチェックの利用状況に

ついてお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

まず、減塩を意識した食生活の改善ということでございます。

現在、実施しております健康ポイント事業のメニューに塩分測定の取り組みやベジチェック測定を取り入れまして、自分自身の健康状態を再確認する動機づけとするとともに、保健推進委員会会議など各種会合における健康講座の開催や3歳児健診時に子どもと保護者の尿中塩分量測定と栄養指導を行うなど、様々な機会を通しまして食生活改善に対する意識の向上に努めているところでございます。

また、ベジチェックの利用状況につきましては、通常の測定に加えまして乳がん検診や乳幼児健診の際に子どもと保護者にも測定を実施しております。延べ人数で令和3年度には590人、4年度で753人、5年度では2月までで663人の方にご利用いただいているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

利用状況の人数まで把握していただいているということでございますが、今、部長の答弁の中で塩分測定も随時やっているということでございますので、これについてはもっと住民に意識づけをして、みそ汁とかそういうものについてもっと測ってもらえるようなPRが必要ではないかと思っておりますので、今後ともよろしくお伺いしたいと思っております。

(3)でございますが、今ほどの答弁の中でもありましたが、各種団体の集まりや地区サロン、元気会などが数多く村では催されております。そういうことで、ここでは今までこの塩分の減塩食と食塩の減塩のチェック、それからベジチェックについてどれぐらいPRしているか、今後そういう取組が精力的に必要ではないかと考えておりますので、お伺いしたいと思っております。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

毎年地区のサロンからの要望を受けまして、計画的に村保健師等がサロンに出向きまして健康指導を行っており、今年度は10か所、13回の実施及びこれからの予定ということをしてしております。

引き続き、サロンや各種団体の会合での健康講座のほか、来年度は元気づくり会の12か所におきましても栄養と塩分に関する講話を実施し、啓発を行っていく予定としております。

今後も様々な機会を活用しまして、食生活習慣の改善を含め健康長寿の推進に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ただいま、部長よりそれぞれの答弁がありまして、今年度も実施しており、また令和6年度もそれぞれ新規の場所での健康講座を実施するというごことのでございますので、大変だと思いますが今後とも住民に積極的にご指導いただきたいと思っております。

これで、一般質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、2番渡邊初治君の一般質問を打ち切ります。

3番菅原貴子君より通告がありました「大玉村の基幹産業である農業の持続的な発展のための施策を問う」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菅原貴子） 3番菅原貴子です。

議長の許可を得ましたので一般質問をいたします。

ほかの議員も質問していらっしゃいますが、大玉村の基幹産業である農業の持続的な発展のための施策を伺います。

村の基幹産業である農業、特に稲作農業は農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、近年では資機材や肥料の高騰により持続的な発展が危惧されていることから、村内においては耕作放棄地が相当程度見られます。これらの問題への対応策として村では認定農業者や新規就農者の育成、一般社団法人大玉村農業振興公社の設立等に取り組んでいますが、今後の施策について大きく3点をお伺いします。

1、まず1つ目ですが、第5次大玉村総合振興計画では政策目標1、力強い産業の復興・創生で、耕作放棄地の面積は令和2年度実績を72.4ヘクタール、これは令和2年農林業センサス調査の結果としており、令和7年度目標を60ヘクタール、17%減としております。総合振興計画の前期計画期間の半ばが過ぎた現状において、農地利用状況調査等によって把握された令和3年度から5年度までの耕作放棄地に類似する遊休農地面積の推移をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 3番議員さんにお答えいたします。

農地利用状況調査によります遊休農地の面積を各年度ごとにお伝えいたします。

令和3年度817筆、面積で約69.7ヘクタール、令和4年度663筆、約70.3ヘクタール、前年度面積比較で約0.8%の増加となっております。令和5年度564筆、約51.3ヘクタール、前年度面積比較で約27%の減となっております。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 3年度から比べると翌年から少しずつ減少しておりますので、このペースで耕作放棄地が減っていくことを希望します。

2番、次に、農業を守るためには農業後継者や新規就農者の育成が重要になると思いますが、農業後継者や新規就農者の育成に向け、村は様々な助成金、補助金制度を設けています。それらの補助金の交付のほかにもどのような施策を行っているか、その取り組みの成果を把握しているのであれば伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） （1）の質問の関連で、遊休農地が減っているというふうに認識されたので、これには大きな理由がありますので、その理由についてもう一度農業委員会の局長から答弁させて、またその後に関の質問について答弁させていただきます。

○議長（押山義則） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 3番議員さんにお答えいたします。

農地利用状況調査によるその遊休農地の減少した要因についてお伝えいたしますと、1つ目は、令和3年4月1日付の農林水産省経営局農地政策課課長通知によりまして、農地に復元することが著しく困難である農地というものを非農地判断するという政策が打たれまして、過去3年間の調査分で約114.6ヘクタールを山林もしくは原野の地目変更登記を行ったと、全体の農地面積が減ったということになります。

それに加えまして、2つ目としまして、軽度の遊休農地というものが解消されておりまして、過去3年間で約26.7ヘクタールが農地に復元されたという要因がございます。また、それに加えまして、遊休農地を農地に戻すと、耕作するという目的で売買や賃借、賃貸のつながったケースが挙げられます。

今後ともこういった遊休農地の対策としまして、新たな遊休農地が発生しないように対策を打っていききたいと、適正な管理をしていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 今のお答え、とてもうれしく思います。

今まではどんどん増えると思っていましたが、行政の方からのご指導なり協力をいただいて少しずつでも農地が原野というか使えなくなっていかなければ、大玉村の基幹産業に少しでもプラスになると。ありがとうございました。（不規則発言あり）反対か。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 3番議員さんにお答えします。

補足して申し上げますが、遊休農地が減ったというよりは大きな遊休農地があったうちの百十何ヘクタールは、もう農地じゃないと、それを外したんです、遊休農地を。そのためにその数字で表れる遊休農地が60に減ったというだけであって、実際は減っていないんです。

ただし、そのうち職員の努力によってかなりの、先ほど言った面積が復元したり、ほかの方が耕作をするようになりましたので、職員の努力とそれから農業委員の努力とかと、あと現実には農地でないものは農地から外したと、そういう流れの中でこの数字になったということなんで、あとはこれが増えないように努力をしますということになります。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） ご丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、2番に移ります。いいですか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

まず、農業後継者を含めます認定農業者に対しましては、この連絡協議会の運営を担うというふうなことを通じまして情報の提供等の支援を行っているところでございます。新規就農を希望される方への支援といたしましては、まず、相談窓口の受付、これを県やそれから関係機関と連携しまして、1回相談に来ていただければ県や村、それからJA、振興公社、そういったところの複数の箇所の情報が得られるような、そういった工夫をしているところでございます。

最近の相談実績といたしましては、令和4年度に相談件数が5件、そのうち新たに新規就農を凶られた方がお二人、それから令和5年度におきましては相談件数が4件、このうちお一人が今年の4月から地域おこし協力隊として着任予定というふうな実績となっております。

また、これは県の主催ではありますけれども、新規就農者向けの研修会、こういったものにも本村から参加をしていただいているところでありまして、この研修会につきましては先輩の農業者から就農から定着そういったところまでに発生した問題、あるいはこれに対するアドバイスであったりだとか、それから、農業経営上の工夫などをそれぞれの現地で伺って、今後の新規就農を凶っていく上で支援とする内容でございます。こういった機会も捉えまして、研修の機会、あるいは情報収集の場の提供、こういったことの充実を凶ってまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 3番、令和4年4月に一般社団法人大玉村農業振興公社が設立され、現在、農機具や農業資材のマッチング事業が行われているところです。第5次総合振興計画では、農業の担い手の確保と営農体制の強化のための主要事業として農業振興公社の設立運営事業が記載されており、耕作放棄地の管理や農作業受委託の仲介などが運営事業とされています。

これから先の今後の同公社の業務拡大の計画をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

ご質問のように、現在、農機具や農業資材のマッチング事業を行っております。さらには、耕作放棄地の管理、あるいは農作業受委託の仲介等を実施しておりますが、先ほどの質問者にもお答えをいたしました。公社の業務につきましては、これらをきちんと中心に置きながら相談業務、あるいは公社自身がそれぞれに取り組んでいく、そういった直接農作業の受委託、そういったものにも拡大をしてみたい。さらには、先端技術という分野、極端な先端技術はありませんで、例えば、省力化に帰する乾田直播であったりですとか、畦畔の除草作業の機械化、そういったものも試験をし

ながらその成果を村内の農家の方々にフィードバックしていくような、そういうふうな取り組みもしていければというふうに考えておりました、それに対して村といたしましても支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 同公社が農業従事者にとって役に立つ公社になってくれることを願っております。一番、今回質問して危惧したのは、農業公社ができて2年ほど経過しておりますが、私たちが目に見える成果というか、そういうものが見えてこなかったものですから、今回はこのような質問をさせていただきました。

次の質問に入ります。

積極的な企業誘致と創業支援の施策の進捗状況をお伺いいたします。

商工業の振興、発展は村民が働く場を身近に確保し、豊かな住民生活を守るために重要であり、第5次大玉村総合振興計画では力強い産業の復興・創生の主要施策として積極的な企業誘致を図り、創業等の支援を推進するとしています。この主要施策に挙げた企業誘致と創業支援の進捗状況について次のとおりお伺いします。

1、企業誘致の情報収集は現状どのように行っていますか。また、情報があった誘致先に、例えば、相手方企業を訪問して説明、プレゼン等の対応を行っている事例があるか、相手先もあって機微にわたる部分もあると思いますので、事例あり、なしだけでもお伺いさせてください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

村が行っております基本的に企業誘致の情報収集、これにつきましては県の企業立地課を通じて行っておるところでありまして、また、村が加盟いたします県の企業誘致推進協議会、こういったセミナー等を通じて情報の収集に努めているところでございます。

条件に合致するというふうなものがなければ、直接企業等に出向いて説明をするというふうな機会はないところでございます。

また、村に直接問合せ、あるいはここの土地はどうだろうと、進出の可能性はあるのだろうかというふうな問合せがあった案件につきましては、随時情報提供をしているところでございまして、必要に応じて農業関係の法令ですとか都市計画法、そういったものの関連もございまして、関係各課と連携いたしまして法令等の確認を進めながら企業等に情報の提供を行っているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） これからもよろしくお願ひしたいと思います。

2番、令和5年3月に策定された大玉村都市計画マスタープランでは、国道4号沿道ゾーンへの産業拠点への形成として、企業誘致に当たってはオーダーメイド方式による工業団地の造成が方針とされています。村の財政負担を考慮すると妥当な方針と

思われますが、オーダーメイド方式は造成までに時間がかかります。速やかにという  
かタイムリーな企業誘致が課題となりますが、工業団地の造成予定地をあらかじめ選  
定していらっしゃるのかお伺いたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

議員ご質問のように、投資計画マスタープラン等におきましても4号線沿道ゾーン  
という形で商工業の振興を図るエリアということで長く位置づけをしてまいりました。  
しかしながら、農振農用地というなかなか高いハードルがございまして、現在まで  
遅々として進行してこなかったというふうな状況がございます。

今回、これらの中に1つ工業団地のエリアというふうなことを位置づけまして、一  
歩進めて、今後進めていくことを検討しておりまして、現在考えております検討地  
につきましては構想段階でありますけれども、大山の仲江、前谷地、破橋、北新田地内、  
こういった一部の土地で、現況はいずれも農地、面積は約15.6ヘクタールほどを  
想定した箇所を工業団地エリアとして想定しているところでございます。これらの土  
地所有者に関しましては本年の1月31日及び2月2日に村の構想等についてご説明  
をし、意見交換を行ったところでございます。

国道4号沿線の土地につきましては、先ほど申し上げましたように農振農用地とな  
っておりますので、転用等に一定の制約がございます。今後、スムーズな開発ができ  
ますように現在検討しておりますのは経済産業省所管の地域未来投資促進法という制  
度がございまして、これによる重点促進地区の区域の設定、こういったものについて  
も県の関係課、企業立地課、あるいは農業担い手課、そういったところとも協議しな  
がら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、工業団地の造成手法であります。ご質問のようにオーダーメイド方式を基  
本としたいというふうに考えてございますけれども、企業にとって、より進出に比較  
的時間を要しない、一部土地のレディーメイド方式についても併せて検討してまい  
りたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） ご丁寧な説明ありがとうございました。

次に、3番、総合振興計画では創業時の支援は商工会や金融機関等と連携しながら  
情報提供や相談、セミナー開催などを行うとされていますが、当該機関等と連携して  
セミナーの開催等を行っている事例があるか教えてください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

創業等の支援につきましては、創業支援等の事業計画に基づきまして本村と本宮市  
の商工会、こちらが連携をいたしまして、事業経営等に経験のない方であっても創業  
に必要な基本知識を習得できます、創業セミナー、これを1コース、年4回ほど開催  
をされております。また、この受講後もそれぞれの商工会の経営指導員等による個別

相談、これによって対応し、金融機関とも連携しながら事業計画を策定するといった支援も行うなどフォローアップを行っているところでございます。

近年では、本村から昨年度1名の方、こちらの講習を受講されたというふうに記憶してございます。

このほか、村の企業連絡協議会というものを進出企業を含めた村の企業で組織している団体がございますが、これら主催する研修会におきましても社会情勢、あるいは市場経済、こういった研修を定期的に行っておりますので、こういう機会にも例えば、創業希望される方の参加も含めたことも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 創業支援がここまで一生懸命やっただけでいることが分かり安堵いたしました。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（押山義則） 3番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議といたします。再開は午後2時30分といたします。

（午後2時16分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後2時30分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 11番武田悦子君より通告がありました「村民の足の確保とともに、より使いやすい公共交通について」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（武田悦子） 11番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました2件についてこれより一般質問を行います。

まず初めに、村民の足の確保とともに、より使いやすい公共交通について伺います。

大玉村の公共交通は時代の流れとともに様々に変化してきました。福島交通の路線バスがあり、生活バスに変わり、通院のための福祉バスが運行され、村民の足確保に大きな役割を果たしてきました。

そしてさらに、現在デマンドタクシーへ変わってきました。買物難民への対策や外出しやすい環境をつくるためにどうすべきか、私も一般質問の中で村民の足の確保やデマンドタクシーの利便性など、以前から質問もしてまいりました。平成29年の社会実験から始まり、バス停まで行かなくても自宅まで来てくれるデマンドタクシーは利用しやすく歓迎されている面と、予約や待ち時間などの点から使いづらいという声も聞かれています。

デマンドタクシーが2台になったことで、それ以前よりは利用も伸びてきたと思っておりますが、1台と2台での違い、さらには現在の運行状況をどう見ているのか、

村民の満足度、課題をどのように分析しているのか伺います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 11番議員さんにお答えいたします。

まず、運行状況につきましては、令和4年度におきましては運行日数が243日、運行回数が2,270回、利用者数が4,858人、運賃収入が87万4,200円、登録者数は899人となっております。令和5年度につきましては、1月末日までの集計となりますが、運行日数201日、運行回数が1,941回、利用者数が4,369人、運賃収入が73万8,300円、登録者数は965人となっております。

これから2月、3月と前年並みに推移したと仮定しますと、全ての数字で昨年度並みとなる見込みでございます。

次に、村民の満足度につきましては定期的な調査を実施しておりませんが、今後、利用者アンケートの実施やAIによる予約システム導入時など、機会を捉えて調査を実施し実態の把握に努めたいと考えております。

次に、課題でございますが、現在把握しているものとして、予約が平日のみ電話でしかできない、出発時間が決まっていて不便、運行エリアの拡大などがございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

答弁の中でもございましたように、現在のデマンドの予約、この使いづらいという点にも示されましたように、電話での予約であって平日の日中帯だけというのがかなり使いづらいというふうに言われておりますし、行くときの、出かけるときの予約は前日までですのでどうにか予約をできても、帰りの予約、帰りも基本電話というふうに伺っておりますので、帰りの予約がしづらい、お昼休みはどうも予約を受け付けられないという話も聞きました。そうすると、帰りはもうタクシーで帰ってきてしまうんだという方のお話も伺っております。

かなり課題が、そういう部分ではあるのかなというふうにも思っております。今ほどもこの予約のシステム、これを変更すると、そのための村民の皆さんの声も聞くと、そういう機会をつくるというお話ありましたが、具体的にどのような形にしたいというふうに考えていらっしゃるのか、このデマンドタクシー、毎日の生活の中で皆さん使っていらっしゃるわけですから、1年も2年も先のことでは大変困るというふうにも思っております。これらについてどのような考えを持っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今、課長のほうから申し上げましたとおり、現在の運行においては平日の8時から16時まで、さらに電話予約のみという形態でございまして、不便だという意見も出ております。これを解決します手法としまして、24時間予約可能でありますAIに

よる予約配車システムの導入を検討しているというところでございます。

これらにかかる初期導入費用とランニングコスト、さらに各システムの特徴などを調査研究し、費用対効果も見極めながら、国・県の補助金と財源の確保にも努めまして、導入の実現に向けまして引き続き検討させていただきたいと思っております。

これらに関しましては、先進地、県内でもございますので、そういったところを実際に出向きまして、いろいろ調査研究を進めさせていただいているところでございます。6年度中にこういったものを、ある程度確定をできればさせていただいて、国・県の補助の模索を行いながら早い段階での導入に向けて進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

24時間予約が受付可能というふうになれば利便性も向上するのかなと思っておりますが、これAIでの予約ということになりますと、スマホなり何なりということになるかとは思っています。そればかりではなくて、やはり、この今までやっていた電話というものも併用した予約というふうを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり、スマートフォン、タブレット、こういったものについて不慣れな方も当然いらっしゃると思っておりますので、あくまでも24時間予約可能なAIシステムが優先されるかとは思いますが、電話予約につきましても併用しながら運用してまいりたいというふうには検討しているところでございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 次に、運行先についてもいろいろ寄せられているというお話伺いました。

今現在、限られている運行先、本宮市であれば旧市内、二本松は柎記念病院、本宮駅、杉田駅には行きますけれども、村内であっても公共施設であったり、JA、郵便局、あとは商店ですか、そういうところにしか行かないと、やはり皆さんの中にはそういうところではなくて、お友達の家に行きたいとか、そういう要望もあるわけですよ。午前中の同僚議員の質問にも、いろいろなイベントに出かける機会をつくるためにこういうものも活用できないかというお話もございました。この外出支援、外出先を確保する点では、せめて村内ぐらいはもう少し幅広い運行ができないのかなというふうにも思っています。行きたいところに行ける、なかなか、2台で運行していれば難しいというのも重々承知ですが、それらの点はどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思っております。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

運行先で、ある程度ご利用される方のご希望に沿った形での運行できないかという

ことだと思えますけれども、議員さんの今の質問の中でおっしゃられたとおり、現在2台体制で車両を運行しております。このため、限られた時間内において多くの方々の乗車を実現するために、ある程度エリアを制限せざるを得ないというのが実態であり状況でございます。これをある程度自由といいますか、目的に沿った形で誰もが使えるという形にしますと、当然2台運行では不可能ということにもなりかねませんし、これが3台、4台と増えてまいりますと、これについてはやはり財政的な圧迫にも当然なりかねないということにもつながってまいります。

こういったことを考慮しますと、やはり今の運行体系をどういうふうに見直して、より使い勝手のいいものにするかというところにまずは重点を置いて再検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 財源の問題、大変大きな問題ではありますが、村民の足、どういうふうに住んでいくのか皆さんの声もやっぱり聞いていただきたいというふうにも思っています。

次に、利用料の点から伺いたいと思います。

デマンドの利用料、未就学児、障害者、介護認定者は無料というふうになっております。現在、二本松市や福島市、高齢者の公共交通利用料無料というふうになっております。この問題は以前にも質問いたしました。そのときは、村長からは無料にするということはその難しいことではないが節度のある利用の仕方として300円頂くと、当面様子を見たいというふうな答弁だったというふうに記憶をしております。

この無料化について当面様子を見て、今現在どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今現在のデマンドタクシーにおきましては障害のある方や要介護、要支援の方、未就学児、これらの方々につきましては無料としておりますし、それ以外の方々につきましては片道300円頂いている現状でございます。

先ほども申し上げましたが、現在ワゴン車を2台体制で運行してございまして、限られた時間の中での送迎、こういったものに運用しているところでございます。

ご質問にあります無料化のお話でございますけれども、先ほどもちょっと質問の中にもございました。外出という形で知人、友人宅も訪問したいと、そういった例も当然出てくるかとも思います。そのほか、ちょっとドライブ的なもので村内を巡りたいという、本来の目的である病院であったり、駅、そういった目的地への乗車したいという方ができない状況になるような利用の乱用につながるおそれも当然考えられます。

したがって、当面、最低限の利用者負担をいただきながら運行してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 最低限の利用という言葉がございました。外出する機会をつくるというのは行政として大きな仕事の一つだというふうに考えております。

健康の問題、高齢化ますます進展するこの課題の中で、行政そのものが村民の足をどう守っていくのか、この点を十分、調査研究していただいて、また次の機会にこの部分については質問をしていきたいというふうに思います。

次に、通勤通学バスについて伺います。

朝夕2路線で行われておりますが、昨年と比べましても大きく伸びているというふうには数字的には見えません。

また、以前から大山地区の運行についてどうするのかという議論がございました。大山地区についてはどのような方向性になったのか、利用者の声を聞いたと、何人かの利用者の声であったわけですが、そういうこともありました。もっと多くの利用者の声を聞く機会、これはあったのかどうか、これらについて通勤通学バス、今後どのように考えていくのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

従来答弁させていただきました利用者アンケート関係の結果、こういった議会でありましたり総務常任委員会等の場でお話をさせていただきましたのは、あくまで玉井地区、今現在運行しております通勤通学バスの利用者の方々のアンケート結果を基にお話をさせていただいたことがございます。

一方、大山コースにつきましては、何度か別の議員さんのほうからもご質問いただいておりますけれども、現在も検討を重ねている最中でございます。この中である程度コースを想定しまして試行運行をした経過がございます。まず、出発点を玉井宇横堀平地内の村営住宅を出発点としまして、大山地区の住宅密集エリアを経由しながら本宮駅を終点とする仮のコースでございます。これらを試走した結果、比較的スムーズに信号を通過できた場合であってもやはり30分以上の時間がかかったことがございます。運行に30分ということは、本宮駅に到着しましてから電車に乗車する10分～15分プラスになります。

こういったことで、かなり現在のコースからすると時間がかかってしまうと。例えば、7時の電車に乗ろうとしますと、最低でも45分～50分前に出発する必要がありますし、お乗りになる皆様方はそれより前に自宅を出て停留所まで行かれるということになってまいります。

さらに問題になってきましたのは、信号がかなり多いということがございまして、スムーズにいった場合が30分、これが朝夕の混雑時で信号に何度も何度も引っかかりますと、さらに10分～15分追加になってしまうというふうな担当部局におきまず検討結果でございます。かなり難しい案件になってまいります。

もう一つ問題になりますのが、本宮駅の出発の電車、どこの時間帯に合わせるかによりまして、また駅での待ち時間が延びてしまう。本宮駅におきましては下りが6時

24分発、6時42分発、3本目が7時20分発になります。逆に上りのほうですと6時18分、6時33分、7時27分というふうに、この電車のどこに合わせるかによって駅の待ち時間が20分以上必要になってくるということにもなってまいります。

運行することを想定した試行運転については以上のような結果になってまいりますので、これらを踏まえまして、いましばらく検討を要する時間を頂戴したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） いましばらく、あと何年検討すれば見通しがつくんでしょうか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えします。

村としては運行したいということ、運行を前提に検討をしてきたんです。実際、担当者が走っています、何回か。全部で9つか10あります、信号が。それを全部引っかけたりすると、先ほど10分、15分と言いましたが、大体信号3分くらいありますので、本当に乗っていただけるのかということが一番です、運行して。

それから、あと本宮駅だけではなくてやっぱり杉田駅に行かれる方、これは福島方面ありますので、それも含めて通勤通学バスとして運行するのは現実的には非常に厳しいというのが今現在の判断なんですね。ですから、朝1便、本宮駅に何時でもいいからここを7時に出発したら本宮まで行く定期路線をやることはできます。ただし、電車に合わせた通勤通学バスというふうになると実際は非常に難しいと。

そして、玉井地区も乗っている人の数が数名です。ですから、その数名の方もそのバスがないと困る人が乗っているんですね。だから、運行したいということについては、これは変わっていません。だから今の現実で、じゃ、運行しましょうといったときに乗っていただけるのかということで、実際通勤通学バスとして村で責任を持って運行はできないぞというのが今現時点での何回か走らせた結果のですね。

ですから、時間をいただきたいというのは何か解決策があるかどうかと、あと、杉田駅まで行くとなると、やはりデマンドタクシーを3台、4台に増やしていかないとできないということもありますので、先ほどの料金の関係も含めてAIによる運行についてはできるだけ早急に、本当は担当のほうとしては今年度、令和6年度に導入できないかということでありましたが、遺漏のないようにするためにはやはりもう少し研究をしっかりと早期に導入しようということでおりますので、それを見極めながら、この後どういうふうにしていくのかということ、大きな運行の変更になりますので、その辺も見ながらやっていきたいというのが、もう少し時間をいただきたいという理由です。やらないために引き延ばしのための話ではなくて、そういう困難な問題があるということをご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 運行をしたいというお気持ちがあるのは分かってはおりますが、

何ていうんでしょう、村民の皆さんのどういう要望があるのか、そういうところなら妥協点が見いだせるのか、先ほどその定期便というお話もございました。定期便で、それで大丈夫だという方もいらっしゃると思います。通勤通学バスのあの資料を見せていただくと、本当にこの少ない人数しか乗っていない現状もよく分かっています。だからこそ、現在利用している人、これから利用したいと思っている人、そういう皆さんの声、そういう皆さんのどういう利用の仕方ならできるんだか、そういう声をしっかりと聞いていただきたい。そこがまず出発点じゃないのかなというふうに思います。

いろいろ、私に言わせれば、できない理由をいろいろ考えるというふうに思えてしまう部分がございます。そうではないのも分かっていますが、ならば利用している人、したい人の声をもっと聞いていただきたい。どうなんでしょう、ここなら利用できるよ、ここまでならお互いに歩み寄れるよというところが出てくると思うんです、必ず。そこをどうやって見つけ出していくのか、この利用しない人が頭で考えるだけでは本当によりよい公共交通にはなっていないのかなというふうにも思います。

その辺についてはどのように考えますか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

問題はやはり財源の問題があります、大きく。A Iを導入するためにまた何百万も増額になります。ですから、総合的に行政を考えたときに本当にそこにお金をいっぱいかけて増車して、3台、4台、5台にすれば村民の皆さんが満足できるような運行は当然できます。ただ、この大玉の財政規模からいうと最初、福祉バスとここ路線バスで何十年もやってきた。そこからデマンドタクシーになってどれだけ利便性が向上したかということをご理解いただきたい。そこはもう当たり前になります。これは当然行政がやる場合には当たり前、サービスは。その上にもさらにもっとサービスをなさいということの要求が出てくるのも最初から分かっております。

ですから、2台がいずれ3台になります。ただ、それも財政状況を見極めながらしっかりとやっていかなきゃと、それから高齢者が増えるのも当然分かっておりますので、ですから早くA Iを導入して、そして運行を効率化すると非常に使い勝手がよくなります。時間も何時、何時で切る必要もなくなりますし、最短距離に行くことになるので非常に効率的な運行ができるという前例を研修をして職員見てまいりましたので、ただ、それも先ほど言ったように膨大なお金がかかるので途中で大きな修正しないように、令和6年度に導入したいという担当のほうの希望はありましたが、もう少しタクシー会社との協議とか、それから、現実的に大玉に適用した場合のこととか研究して、できるだけ早急にとということでおりますので、早ければ令和7年には導入したいなというふうに、できるのであれば令和6年度中の途中でも仮に導入して本格的には来年度からやるとか、そういうことも含めながら検討して、その中でまた次の策を検討していきたいということですので、その中で、3台がなければやっぱり駄目だということになれば、それはその時点でまた検討させていただくということですので、

ぜひその辺は前向きに考えている中でのちゅうちょだということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 十分前向きに捉えて質問をしているつもりでございますので、やはりこの行政のやる様々なサービスは村民にとっては当たり前と考えていただいて私はいいのかなというふうに思います。そこからまた次のステップに移行していく、これが当然かなというふうにも思っておりますので、財源の問題等々あるのも十分承知しております。より皆さんに使い勝手のよい、使いやすいものになっていけばというふうにも考えております。

次に、スクールバスについて伺います。

現在運行されているスクールバス、小学生のスクールバス利用については様々な事情により運行地域が拡大してきました。その一方、中学生のスクールバス利用をどのように考えていらっしゃるのか。

社会情勢の変化もあり、子どもたちが1人で帰ることに不安を持つ保護者たくさんいらっしゃいます。特に、学校から遠い地域に住む家庭にとっては大きな課題となっております。朝夕、中学校前では中学生を送迎する車があふれています。自転車通学の範囲を拡大するとの話があるのも聞いております。子どもたちが自分の力で通学できるのが何よりでございますが、学校から近い子どもは自転車が使えればとても便利になりますが、遠隔地の子どもはそうはまいりません。

中学生のスクールバス利用についてどのように考えるのか、特にこの冬期間、かなり厳しい状況で学校に通ってきている子どももいるのではないかというふうにも思います。それらについて伺います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 11番議員さんにお答えします。

今現在のところ、ご存じのとおり幼稚園児、小学生のためにスクールバス運行しておりまして、コロナ禍対応ということでさらに2台増車して6台体制で今運行しているという状況にあります。

昨年5月の新型コロナの5類移行に伴って、その意味では若干座席の余裕は生み出せる状況にはなっていました。そこで、今お話では中学生のということではありましたがけれども、我々のほうとしましては、まず最初に小さな子どもさん、幼稚園児の、3歳児の利用に拡大できないかというようなことで考えているところです。

具体的には、令和6年度、次年度、幼稚園の3歳児の乗車について、さらに保護者の方々のご意見をお聞きしたりしながら詳細なニーズ把握に努めまして、また、3歳児ということですので、当然入園当初からバス通学、バス通園というのはなかなか困難だという発達、発育の状況がありますので、現段階で考えておりますのは、3歳児について2学期をめぐりに乗車させることはできないか、そういった方向で今進めさせていただいているところであります。

中学生、あるいは小学生の利用範囲の拡大ということにつきましても通ってくる子どもさんの住んでいる地域の変化なんかはいろいろ出てきておりますので、そういった社会的な変化の状況なんかを見極めた上で考えていきたいというふうに思っております。

ただ、課題となってくるのは、どうしても公平にコースを設定するとなるとコースの数をある程度増やさなくちゃならない、そうするとバスの台数が足りるのかどうか。今、切実な問題になっているのは、それを運転してくださる方がいらっしやらないというのが今一番頭を悩ませているところでありますので、そういった状況も考えて、様子を見ながら、もちろん時期を見てそういった検討はこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

3歳児については令和6年、2学期からということで、3歳児の課題もずっと指摘されてきた問題ですので、一歩前に進んだかな、よかったなというふうに思います。

ただ、中学生、小学生のもっとエリアの拡大というのも、本当に課題として大きいものがあります。遠くの子どもたちは親が送迎も難しいとなれば、自分で朝晩通学する、かなりの負担があるのも事実です。ここもしっかりと状況を把握しながら、それこそ中学生、3年間しかありませんので、あっという間に卒業ということになってしまうので、早期にそこら辺の分析をしながら、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

公共交通の問題はすごく奥の深い問題であります。この日々の暮らし、その中でどういうふうに自分の足を確保していくのか、高齢になればなるほど自分で外出の機会が少なくなります。免許返納すればさらにそのスピードは加速度的に進んでまいります。ぜひ、行政として村民の足をどう守るのか、それは行政の責任でもあると思っておりますので、皆さんにもいろいろと検討いただき、この部分でもより前に進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

押山村政が一番に掲げるものには、村民に日本一近い村政の実現というものがございます。今回示されました村政執行基本方針の中でもこれは明確になされております。この部分を一番に思いながら質問をしたいと思っております。

村民の暮らしの様態、これは様々であります。明日の暮らしに何の不安もない方もいらっしやれば、そのほか多くの皆さんにとっては人生長い間には様々な問題、様々な悩み、不安抱えていらっしやる方が大変多いというふうにも思っています。

そこで、最初に伺いたいのは、この村民が直面している困難、これら行政に寄せられるいろいろな困難事例あろうかと思っておりますが、各部署に寄せられる相談の中でどのような傾向があるのか、これについて伺いたいと思っております。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

健康福祉課、そして住民生活課におきましては、特に健康福祉課になるかとお思います。生活困窮の話だったり、障害の話であったりとそういったところでの相談が多いように把握してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今、部長のほうから生活困窮または障害、生活困窮というのが一番根底にあるのかなというふうには思います。そのほかに、何というんですかね、生きていく上で自分の力が足りなくなったというか、生活困窮ではない部分でそういう部分もかなり多いかなというふうにも思っております。

この一人では解決できない課題、こういうのもたくさんあると思います。この課題解決のためには様々な支援機関、支援制度ございますが、そこにたどり着けないという方もいらっしゃいます。こういうお悩みの方はこういうところにご相談してくださいとかという案内、これはどのようにされているのか、もちろん、窓口で悩みを聞いて解決していただければ一番ですが、なかなかそうもいかない、専門的な分野になればなるほどそうはいかないと思います。そういう、この相談支援機関をどのように皆さんにお知らせをしているのか、そこにどうやったらたどり着けるのか、ホームページ等々で紹介をしているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

それぞれ地域におきましては地区の民生委員さんが行政や相談機関とのパイプ役として活動していただいております。また、社会福祉協議会が生活や福祉の相談機関として、さらには包括支援センターでは高齢者への様々な支援を行っております。健康や子育てなどの相談につきましては、保健センターが相談の役割を果たしており、町内各部署と緊密に連携を図りまして各関係機関や支援機関につなげております。

村民の方への案内ということでは、公認心理師による心の健康相談、社会福祉協議会で実施しております心配事相談の開催日程等、それらを毎月広報紙に掲載をしているほか、村のホームページで紹介しております。そのほか随時実施しております人権や法律、多重債務に関する相談窓口につきましても掲載し、相談支援につなげております。

引き続き、相談に関する情報提供を積極的に行いまして、多様な悩みや不安の軽減に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ある意味そういうところに自らが相談に行ける、声を出せる人は、何ていうのかな、ある意味、本来はそうではない人がいると思うんです、どうやったら自分がそこにたどり着けるのか、一人で問題を抱えている、そういう人も必ずいらっしゃいますし、現実おられます。そういうところを行政がどうやって掘り起こすん

だと言われれば、それはかなりの難しさもあり、なかなか大変だばいというような声かけということにもつながらないのかなというふうは思いますが、この困難を抱える人の多くは複合的な困難というのを持っていると思うんです。1つの問題だけではなくていろいろな問題、生活困窮の上に、いろいろな介護の課題を持っていたり、子育ての悩みがあったり、精神的な困難さを抱えていたりとか、そういう複合的な問題を抱えていると思っております。

先ほど来、この横のつながり、町内で横のつながりを取って、そういう相談に関わっているというふうに答弁ございましたが、それが本当にできているのかどうかと言うと大変失礼ですが、なかなかこの部署ごとに、ぷつんと切れてしまうのではないかなという危惧があるわけです。ここに相談したけれども、このごく1つのことだけで終わってしまって、実はもっと根の深い相談事があったんだけど、そこまではたどり着けていない、そういう方もいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。

この相談の体制、この横のつながりというのは確実にあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

大玉村、行政組織としては大変小さい。実際事務職員は70名ぐらいしかいません。専門職除くと。ですから、相談窓口、相談部署を常設するというのはなかなか難しいですね。昔、窓口相談窓口をつくりましたが1年もたないですぐに廃止になってしまいました。

ですから、例えば、健康に関するものは健康福祉課のほうに問合せをしていただいて、そのときに、実はこういう福祉関係のこういうことでも困っているんだというお話があれば、今までも当然に福祉のほうに回してあります。私のところに直接電話よこされた方も年間かなりあります。それは、必ず部署のほうに通して部署のほうから関係部署のほうに連絡を取って、それぞれ対応させていただいているというふうに感じておりますので、今日は庁議メンバー、管理職がここにおりますので、改めてそれについては横の連絡を密に取るということ、今日職員のほうにもお願いをして漏れのないようにしてほしいなということ、あとは民生委員とか身近な人に相談いただく、もしくは隣近所でもいいんですね。隣近所の人がつないでくれると。あと、行政支援員で各行政区に役場職員が配置されていますので、今度区長会ありますので、そういうときにまた改めて行政支援員の活用についてもお願いをして、そういうものについてしっかり吸い上げできるようにしたいなというふうに改めて感じたところで。

小さい村ですから、そういう人がどこに相談したらいいかわからないなんていう人が出ないように、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この住民の皆さんにとって役場の職員というのはすごく頼りになる存在、そういうふうを考えていると思うんです。この職員がどれだけ親身になって相談に乗るかということで問題を、この自分が抱える問題を外に出すことができる、そういう丁寧さというのがより求められる仕事でもあると思うんです。職員全体がそういう問題意識を持つこと、それが大切なのかなというふうにも思っているんです。そういう部分の研修なりなんなりというのはあるんでしょうかね。伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 節目、節目、年末年始それから4月1日、私のほうで管理職だけ、もしくは全職員に対して今言われたような村民に対する対応の考え方についてはお話をさせていただいております。そういうものは職員としても県単位の研修会等にも参加をして当然に理解しているだろうというふうに考えておりますが、もし足りなければやはり管理職のほうからしっかりとそういう対応はお願いをしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 最後に少し具体的な問題でお聞きしたいと思います。

介護制度、介護保険中心に住民の様々な相談に乗るために地域包括支援センターが設立されました。もともとは小さな自治体では市町村直営で運営してきたところが多くありましたが、それらが次々に民間に委託され、大玉村も例外ではなく社協に委託となっております。

包括支援センターでは、介護保険問題だけではなくて、高齢者の問題、障害者の問題、最近はやングケアラーの問題まで幅広く相談に対応しております。少ない人員で相当の支援を行っているというふうに思います。本来は保健師や社会福祉士、ケアマネジャーなどの専門職が連携して住民の相談に当たっていくこととなっておりますが、十分な専門職をそろえている包括支援センターは少ないのではないかなというふうにも思っています。幸いなことに大玉村の地域包括支援センターでは職員が増え、さらなる相談体制をつくることのできたとは思いますが、それでも日々の相談にこたえていくことは大変な業務だというふうに思っています。

さらに、市町村から離れたことによって自治体の住民に寄り添う姿勢、これがなくなったというふうに言われる場面もございます。

これは大玉村のことではありませんが、ある包括支援センターの職員からの聞いたお話でございます。1つ紹介いたします。これ、今の話ではなくて少し前の話にはなりますが、透析をしている患者さんが透析に通院するために利用していたバス路線、これが廃止になり医療機関までの足がなくなってしまった。タクシーを利用するしかなくなり、利用したら往復1万円もかかる。大変な負担、週に何度か透析に通うわけですから大変な負担になるわけですね。この先どうすればいいのか、市役所に相談したら、地域の包括支援センターに相談してくださいと言われたから包括支援センター

に相談をしました。この相談を受けた包括支援センターも対応に困り、市役所に相談を繰り返したら、こういう相談のための包括支援センターだから、あなたたちで解決しなさい、こういうふうに言われたという話を聞いたことがあります。

行政の福祉部門がこんな対応でいいのかと思ってしまいます。むしろ包括支援センターが抱える困難事例に対しては行政がしっかりとサポートし、一緒に考えるということが重要ではないかと思いますが、我が村はその体制しっかりできているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

人員が1人増えたということで、まず、まずまず村の規模としては適正な人員配置になったんじゃないかというふうに感じております。それから、元職員が責任者で行っておりますし、社会福祉協議会の会長は副村長ですので、その辺についての連絡体制は十分にできているというふうに感じております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 行政は介護、障害、子どもの発達、メンタル、生活苦、これらの問題、窓口が第一義的に役割を果たしていくべきだというふうに考えています。相談者の訴えを丁寧に聞き取っていく。このことを行政の基本にしていくべきではないでしょうかと思っておりますが、この課題については、これまでも何度か質問してまいりました。何度も質問をするということは大きな改善が見られない、一方ではね。そういうこともあるのかなというふうにも思います。

村政執行基本方針の中にも、誰も追い込まれることのない社会の実現という一文がございます。住民にとって行政は最後のとりでとの思いでいらっしゃる方も多いと思います。村長が言う、日本で一番住民に近いということは、この丁寧な対応であり、住民の困難に寄り添い、共感していくことだというふうに思っています。全町的にこのような気風をつくり上げていくべきだというふうに感じますが、村長に感想やら決意を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

今の考え方は地方自治体の行政としては大きさ、大小に関わりなく最も基本的な考え方ですので、これからも小さなメリット、スケールメリットという言葉も使わせていただいておりますので、しっかりと踏まえながらやってまいりたい。そして、職員にもそのようにお願いをしてやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

◇ ◇ ◇  
○議長（押山義則） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、  
散会いたします。  
ご苦労さまでした。

（午後 3 時 2 1 分）